302 介護老人保健施設「自己点検一覧表」(基準)

点検年月日	
事業所名	
法人名	
点 検 者 職 氏 名	
備考	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
第1 基本方針	(1) 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下		法第 96 条第 1 項	・定款・寄付行為、
	における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うこ	適・否	条例第2条第1項	運営規程
	とにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができ		(平 11 厚令 40 第 1 条	パンフレット等
	るようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指したも		第1項)	
	のとなっているか。			
	(2) 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場		条例第2条第2項	
	に立って介護保健施設サービスの提供に努めているか。	適・否	(平 11 厚令 40 第 1 条	
			第2項)	
	(3) 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び		条例第2条第3項	
	付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、居宅介護	適・否	(平 11 厚令 40 第 1 条	
	支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス		第3項)	
	事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。)、他の介護保険施設その他の保			
	健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めている			
	か。			
	事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。	適・否		
	・ 運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反	適・否		
	した内容となっていないか。			
	特に、①利用料、②勤務体制、③入所者の処遇、④身体拘束に関するもの			
	はどのようになっているか。			
第2 人員に関する	介護保険法第97条第2項の規定による介護老人保健施設に置くべき医師、看護師、		法第 97 条第 2 項	• 運営規程
基準	介護支援専員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとな	適・否	平11厚令40第2条第1	・勤務表
	っているか。		項	・入所者数がわか

				1
1 医師			条例第3条第1項	る書類
	常勤換算方法で、入所者の数を 100 で除して得た数以上配置しているか。		平11厚令40第2条第1	・出勤簿
			項第1号	
	常勤換算方法: (総従業者の1週間の勤務延時間数)÷ (事業所において定め		条例第3条第1項	
	られている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数(32時間		条例第3条第2項	
	を下回る場合は、32時間を基本とする。))		条例第3条第3項	
	<u>勤務延時間数</u> :勤務表上、サービスの提供に従事する時間として明確に位置づ			
	けられている時間の合計数			
	・入所者の数は前年度の平均値とする。			
	① 「前年度の平均値」は、当該年度の前年度の入所者延数を当該前年度の日			
	数で除して得た数(小数点第2位以下は切り上げ)とする。			
	※ 入院中、外泊の者を除く			
	② 新設(再開を含む)又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満			
	の実績しかない場合の入所者数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、			
	便宜上ベッド数の90%を入所者数とし、6月以上1年未満の間は、直近の6月			
	における入所者延数を6月間の日数で除して得た数とし、1年以上経過してい			
	る場合の入所者数は直近1年間における入所者延数を1年間の日数で除して得			
	た数とする。			
	③ 減床の場合は、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の入所者延数を			
	延日数で除して得た数とする。			
	新規に許可を受けた場合は、適正な推定数による。			
	(1) 基本型介護老人保健施設は、常勤の医師を1人以上配置しているか。	適・否	平 12 老企 44 第 2 の 1	・職員勤務表

		D(1)	安井 十字井亭
		Ø(1)	•常勤、非常勤職
・ 病院又は診療所と併設されていない介護老人保健施設は、常勤の医師を1人以			員の員数がわか
上配置しているか。			る書類
常勤: 当該施設における勤務時間が施設において定められている常勤の従業者			
が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合			
は、32時間を基本とする。)に達していることをいう。			
なお、併設事業所の職務であって当該事業所の職務と同時並行的に行わ			
れることが差し支えないものについては、それぞれの勤務時間の合計が			
 常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たす。			
(2) サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人			
保健施設(以下「サテライト型小規模介護老人保健施設等」という。) 並びに分			
館型介護老人保健施設における医師の配置については、次のイ及び口のとおり			
とする。			
イ サテライト型小規模介護老人保健施設等	適・否		
 当該サテライト型小規模介護老人保健施設等と一体として運営される本体施			
に責任を持つ場合であって入所者の処遇が適切に行われると認められるとき			
は、これを置かないことができる。			
TAN CAUCIEM AN COMMON COMMON			
口分館型介護老人保健施設	適・否		
当該分館型介護老人保健施設と一体として運営される基本型介護老人保健施	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		
設に配置されている医師が配置される時に限り、非常勤職員をもって充てて			
EXCELECATOR OF PERMANENCE OF A PROPERTY OF THE			

			T	
	差し支えなく、この場合、例えば入所者30人の分館型介護老人保健施設にあ			
	っては、0.3人分の勤務時間を確保しているか。			
	・ 分館型施設にあっては、基本型施設に配置されている医師が配置されている			
	時に限り、非常勤医師をもって充てて差し支えないが、常勤換算方法で得た数			
	以上の医師を配置しているか。			
	<u>分館型施設</u> :独立した一の開設許可対象となること。また、開設許可は当該分			
	館型介護老人保健施設と一体として運営される基本型介護老人保			
	健施設に複数の医師が配置される病院又は診療所に併設されてい			
	る場合に行われる。なお、配置される医師は二以上の分館型施設			
	に配置されてはならない。			
	(3) 病院又は診療所に併設されている介護老人保健施設(医療機関併設型小規		平 12 老企 44 第 2 の 1	
	模介護老人保健施設を除く。)にあっては、複数の医師が勤務する形態であっ	適・否	Ø (2)	
	てもそれらの勤務延時間が基準に適合すれば差し支えないが、このうち1人は、			
	入所者全員の病状等を把握し、施設療養全体の管理責任を持つ医師となってい			
	るか。			
	なお、兼務の医師については、日々の勤務体制が明確に定められているか。			
	・ 併設されている施設にあっては、必ずしも常勤医師の配置は必要なく、複数	適・否		
	の医師が勤務する形態であっても、それらの勤務延時間が基準に適合すれば差			
	し支えないが、このうち1人は、入所者全員の病状等を把握し、施設療養全体			
	の管理責任を持つ医師であるか。			
2 薬剤師	介護老人保健施設の実情に応じた適当数を配置しているか。		条例第3条第1項第1	・職員勤務表
		適・否	号	・入所者の実情を

	(薬剤師の員数は、入所者の)数を 300 で除した数以上が	標準であること。)		(平 11 厚令 40 第 2 条	確認できる書類
					第1項第2号)	• 併任辞令、委託
	・薬剤師を置いていない場合、不都合な状態になっていないか。			適・否		契約書等の書類
	(医薬品の管理については、	地域の薬局の薬剤師の協力	を得て行うことも考えら		平 12 老企 44 第 2 の 2	・出勤簿
	れる。)					
	(300人以上の施設では1人)	以上配置(標準)する。)				
3 看護職員又は介	(1) 常勤換算方法で、入所者	者の数が3又はその端数を増	すごとに1以上配置して		平11厚令40第2条第1	• 職員勤務表
護職員	いるか。			適・否	項第3号	• 常勤、非常勤職
						員の員数がわか
	【介護職員及び看護職員配置	状况】				る書類
	種別	基準配置必要数	常勤換算後			・出勤簿
	介護職員					
	看護職員					
	合計					
	A 施設の介護職員等の28日	(4週) の総勤務時間数・・・	• (時間)			
	B 常勤職員の1週間×4(週)	の勤務時間・・・・・・	• (時間)			
	C A/B(小数点2以下切り捨て	<u> </u>	• (人)			
	※ 介護護職員及び看護	職員は、入所者及び利用者の)数が3又は端数を増すご			
	とに1名以上勤務。					
	入所者(50名)+利	用者(10名)の場合は、				
	(入所者60名)→2	20名(常勤換算)の介護及	び看護職員の配置が必要。			
	(2) 看護職員の員数は看護	・介護職員の総数の2/7程度	、介護職員の員数は看護・			
	介護職員の総数の5/7程度	度となっているか。		適・否		

	※ 看護職員とは、看護師、准看護師をいう。			
	(3) 看護・介護職員は、当該介護老人保健施設の職務に専ら従事する常勤職員を		平 12 老企 44 第 2 の 3	
	もって充てられているか。	適・否		
	ただし、業務の繁忙時に多数の職員を配置すること等により業務の円滑化が			
	図られる場合は、次の2つの条件を満たす場合に限り、その一部に非常勤職員			
	を充てても差し支えない。			
	 ア 常勤職員である看護・介護職員が基準省令によって算定される員数の7割			
	程度確保されていること。			
	│ │ イ 常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間数が常勤職員を充			
	てる場合の勤務時間数以上であること。			
	<u>専ら従事する</u> :原則として、サービス提供時間帯を通じて介護保健サービス			
	以外の職務に従事しないことをいう。この場合、サービス提			
	供時間帯とは、当該従事者の当該サービスに係る勤務時間を			
	いうものであり、常勤・非常勤の別を問わない。			
4 支援相談員	(1) 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。		条例第3条第1項第2	・職員勤務表
			号	・常勤、非常勤職
		適・否	(平 11 厚令 40 第 2 条	員の員数がわか
			第1項第4号)	る書類
				・入所者数がわか
	(2) 支援相談員は、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、次		平 12 老企 44 第 2 の 4	る書類
	に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行うのにふさわしい	適・否	の(1)	• 出勤簿
	常勤職員を充てているか。			・職員履歴書等資
	ア 入所者及び家族の処遇上の相談書類			格、経験がわか

	イ レクリエーション等の計画、指導			る書類
	ウ 市町村との連携			の首規
	エーボランティアの指導			
	サテライト型小規模介護老人保健施設等並びに分館型介護老人保健施設にお			
	ける支援相談員の配置については、次のイ及びロのとおりとする。			
	イ サテライト型小規模介護老人保健施設等			
	当該サテライト型小規模介護老人保健施設等と一体として運営される本体			
	施設に配置されている支援相談員によるサービス提供が、本体施設及びサテ			
	ライト型小規模介護老人保健施設の入所者に適切に行われると認められると			
	きは、これを置かないことができる。			
	口 分館型介護老人保健施設			
	当該分館型介護老人保健施設と一体として運営される基本型介護老人保健施			
	設に配置されている支援相談員が配置されるときに限り、非常勤職員をもっ			
	て充てて差し支えなく、この場合、例えば入所者30人の分館型介護老人保健			
	施設にあっては、0.3人分の勤務時間を確保しているか。			
5 理学療法士、作	常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上配置しているか。		条例第3条第1項第3	・職員勤務表
業療法士又は言		適・否	号	・入所者数がわか
語聴覚士	サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健		(平 11 厚令 40 第 2 条	る書類
	施設については、当該サテライト型小規模介護老人保健施設等と一体として運営		第1項第5号)	・出勤簿
	される本体施設に配置されている理学療法士又は作業療法士によるサービス提供			
	が、本体施設及びサテライト型小規模介護老人保健施設等の入所者に適切に行わ			
	れると認められるときは、これを置かないことができる。			

			A CONTROL AND THE CONTROL AND	
6 栄養士	入所定員100以上の施設にあっては、常勤の者を1以上配置しているか。		条例第 3 条第 1 項第 4	・職員勤務表
	ただし、同一敷地内にある病院等の栄養士がいることにより、栄養指導等の業	適・否	号	• 出勤簿
	務に支障がない場合には、兼務職員をもって充てても差し支えない。)		(平 11 厚令 40 第 2 条	
	入所定員が100人未満の施設においても1人以上の常勤職員の配置に努めるべ		第1項第6号)	
	きである。			
			平 12 老企 44 第 2 の 6	
	サテライト型小規模介護老人保健施設等と一体として運営される本体施設に配			
	置されている栄養士によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型小規模介			
	護老人保健施設等の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かな			
	いことができる。			
7 介護支援専門員	(1) 1以上配置しているか。(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標		条例第 3 条第 1 項第 5	・職員勤務表
	準とする。)	適・否	号	・常勤、非常勤職
	また、当該介護支援専門員の介護支援専門員証は有効期間内となっているか。		(平 11 厚令 40 第 2 条	員の員数がわかる
	<参考>		第1項第7号)	書類
	介護支援専門員証の有効期間は5年間で、有効期間の満了日までに更新交付			・出勤簿
	申請をしないと、証が無効になります。			
	(2) 専らその職務に従事する常勤の者を1名以上配置しているか。		平12老企44第2の7	・職員勤務表
		適・否	Ø (1)	・出勤簿
	ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護老人保健施設の他の職務		平12老企44第2の7	
	に従事することができるものとする。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員		の (2)	
	の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を			
	行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該			
	他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。			

	(3) 居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務を行っていないか。	適・否	平12老企44第2の7	
	(ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りではない。)	· II 画	Ø (2)	
	(4) 介護支援専門員が本体施設に従事する場合であって、当該本体施設の入所者		条例第3条第5項	
	の処遇に支障がない場合には、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に	適・否	(平 11 厚令 40 第 3 条	
	従事することができるものとする。		第5項)	
	サテライト型小規模介護老人保健施設一体として運営される本体施設に配置			
	されている介護支援専門員によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型			
	小規模介護老人保健施設等の入所者に適切に行われると認められるときは、こ			
	れを置かないことができる。			
8 調理員、事務員	介護老人保健施設の実情に応じた適当数を配置しているか。		条例第3条第1項第6	・職員勤務表
その他の従業者		適・否	号	・業務委託契約書
	ただし、併設施設との職員の兼務や業務委託を行うこと等により適切なサービ		(平 11 厚令 40 第 2 条	・人事異動関係の
	スを確保できる場合にあっては配置しない場合があっても差し支えない。		第1項第8号)	記録
				・出勤簿
	・当該施設の設置形態等の実情に応じた適当数を配置しているか。	適・否	12 老企 44 第 2 の 8 の	
	・兼務職員がいる場合、当該施設と併設施設双方の勤務時間が明確にされてい	適・否	(2)	
	るか。			
	・職務及び勤務時間等を明記した辞令等が交付されているか。また、発令後の	適・否		
	人事記録が整備されているか。			
	・非常勤職員の採用に際し、雇用契約書等による勤務条件の明示がされている	適・否		
	か。			
	・調理員、事務員等を配置していない場合は、適切なサービスを確保できてい	適・否		
	るか。			

			Г	
	・委託又は併設事業所で調理を行う場合は適切に管理しているか。	適・否		
9 入所者数の算定	従業者の員数を算定する場合の入所者の数は、前年度の平均値としているか。		条例第3条第2項	・入所者数がわか
	ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数としているか	適・否	(平 11 厚令 40 第 2 条	る書類
			第2項)	
第3 施設及び設備	(1) 介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しているか。		法第 97 条第 1 項	・平面図
に関する基準		適・否	平11厚令40第3条第1	• 運営規程
	ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、本体施設の		項1~3号	・設備・備品台帳
1 施設	施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本		条例第4条第1項1~	・指定申請・変更
	体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又		10 号	届写
	は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあ			・設備の図面
	っては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該医療機関			
	併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の			
	処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの			
	施設を有しないことができる。			
	① 療養室			
	② 診察室			
	③ 機能訓練室			
	④ 談話室			
	⑤ 食堂			
	⑥ 浴室			
	⑦ レクリエーション・ルーム			
	⑧ 洗面所			
	⑨ 便所			

		1	
⑩ サービス・ステーション			
⑪ 調理室			
⑫ 洗濯室又は洗濯場			
⑬ 汚物処理室			
(2) 機能訓練室、談話室、食堂及びレクリエーション・ルームを区画せず、1		平 12 老企 44 第 3 の 2	
つのオープンスペースとすることは差し支えないが、入所者に対する介護保健	適・否	$\mathcal{O}(1)\mathcal{O}$	
施設サービスの提供に支障を来さない(器械、器具等は使用するときに使用で			
きる状態にあればよい。)よう全体の面積は各々の施設の基準面積を合算した			
もの以上となっているか。			
(1) 一の療養室の定員は、4人以下となっているか。	`# *	平11厚令40第3条第2	• 平面図
	週・台	項第1号イ	・運営規程
(2) 入所者1人当たりの床面積は、8平方メートル以上となっているか。		平11厚令40第3条第2項	・設備・備品台帳
	適・否	第1号口	・指定申請・変更
ただし、療養室に洗面所を設置した場合に必要となる床面積及び収納設備の設		平 12 老企 44 第 3 の 2	届写
置に要する床面積・設備の図面は、基準面積に含めて差し支えない。		の(1) ②のイ	・設備の図面
みなし介護老人保健施設(法施行の際、現に存する老人保健施設)については、			
6㎡以上であるのか。			
(3) 地階に設けていないか。	`# *	平11厚令40第3条第2	
	週・台	項第1号ハ	
(4) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けられ	`# *	平11厚令40第3条第2	
ているか。	週・台	項第1号二	
(5) 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。	`# *	平11厚令40第3条第2	
	週・台	項第1号ホ	
(6) 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えているか。	適・否	平11厚令40第3条第2	
1	① 洗濯室又は洗濯場 ② 汚物処理室 (2) 機能訓練室、談話室、食堂及びレクリエーション・ルームを区画せず、1 つのオープンスペースとすることは差し支えないが、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に支障を来さない(器械、器具等は使用するときに使用できる状態にあればよい。)よう全体の面積は各々の施設の基準面積を合算したもの以上となっているか。 (1) 一の療養室の定員は、4人以下となっているか。 (2) 入所者1人当たりの床面積は、8平方メートル以上となっているか。 ただし、療養室に洗面所を設置した場合に必要となる床面積及び収納設備の設置に要する床面積・設備の図面は、基準面積に含めて差し支えない。みなし介護老人保健施設(法施行の際、現に存する老人保健施設)については、5㎡以上であるのか。 (3) 地階に設けていないか。 (4) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けられているか。 (5) 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。	① 洗濯室又は洗濯場 ② 洗濯室又は洗濯場 ③ 汚物処理室 ② 機能訓練室、談話室、食堂及びレクリエーション・ルームを区画せず、1 つのオープンスペースとすることは差し支えないが、入所者に対する介護保健 施設サービスの提供に支障を来さない(器械、器具等は使用するときに使用で きる状態にあればよい。)よう全体の面積は各々の施設の基準面積を合算した もの以上となっているか。 ③・否 ② 入所者1人当たりの床面積は、8平方メートル以上となっているか。 適・否 ただし、療養室に洗面所を設置した場合に必要となる床面積及び収納設備の設置に要する床面積・設備の図面は、基準面積に含めて差し支えない。 みなし介護老人保健施設(法施行の際、現に存する老人保健施設)については、6㎡以上であるのか。 ③ 地階に設けていないか。 適・否 ④・否 ④ 1 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けられているか。 ⑥ 2 後台又はこれに代わる設備を備えているか。 適・否	① 調理室 ② 洗濯室又は洗濯場 ③ 汚物処理室 ② 機能訓練室、談話室、食堂及びレクリエーション・ルームを区画せず、1 つのオープンスペースとすることは差し支えないが、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に支障を来さない(器械、器具等は使用するときに使用できる状態にあればよい。)よう全体の面積は各々の施設の基準面積を合算したもの以上となっているか。

			T石 体 1 日 。	
			項第1号へ	
	(7) ナース・コールを設けること。	適・否	平11厚令40第3条第2	
		週 •台	項第1号ト	
(2) 診察室	医師が診察を行うのに適切なものとなっているか。	適・否	平 12 老企 44 第 3 の 2	
		週•台	の(1) の②のロ	
(3) 機能訓練室	1 ㎡に入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備	適・否	平11厚令40第3条第2	
	えているか。		項第2号	
	ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護			
	老人保健施設の場合にあっては、機能訓練室は40㎡以上の面積を有し、必要な器			
	械・器具を備えているか。			
	・器械、器具は運動機能やADL(日常生活動作能力)の改善に適したものか。	適・否		
(4) 談話室	入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有しているか。	適・否	条例第 4 条第 2 項第 1	• 平面図
			号	• 運営規程
	・余裕を持った広さとなっているか。	適・否	(平 11 厚令 40 第 3 条	・設備・備品台帳
	・ソファーやテレビ等の教養娯楽設備が備えられているか	適・否	第2項第3号)	指定申請変更届
(5) 食堂	2 ㎡に入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有しているか。		条例第 4 条第 1 項第 2	写
		適・否	号	・設備の図面
	(経過措置)		(平 11 厚令 40 第 3 条	
	みなし介護老人保健施設であって、平成4年9月30日以前に老人保健施設とし		第2項第4号)	
	て開設されたものについては、「2平方メートル」を「1平方メートル」とする。			
(6) 浴室	(1) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。		条例第 4 条第 2 項第 3	
		適・否	号で	
			(平 11 厚令 40 第 3 条	
			第 2 項第 5 号イ)	

(2) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けているか
適・否(平 11 厚令 40 第 3 条 第 2 項第 5 号ロ)(3) 入浴に全面的な介助を必要とする者に必要な特別浴室については、その出入 りに当たってストレッチャー等の移動に支障を生じないよう構造設備上配慮し ているか。平 12 老企 44 第 3 の 2 の(1) の②のホ
(平11 厚令 40 第3条 第2 項第5 号ロ) (3) 入浴に全面的な介助を必要とする者に必要な特別浴室については、その出入りに当たってストレッチャー等の移動に支障を生じないよう構造設備上配慮しているか。 平12 老企 44 第3 の 2 の(1) の②のホ
(3) 入浴に全面的な介助を必要とする者に必要な特別浴室については、その出入 りに当たってストレッチャー等の移動に支障を生じないよう構造設備上配慮し でいるか。
りに当たってストレッチャー等の移動に支障を生じないよう構造設備上配慮し 適・否 の(1) の②のホ ているか。
ているか。
レクリエーシ レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えているか。 条例第 4 条第 2 項第 4
ノ・ルーム 適・否 号
(平 11 厚令 40 第 3 条
第 2 項第 6 号)
先面所療養室のある階ごとに設けられているか。条例第4条第2項第5
^{適・} 台 (平 11 厚令 40 第 3 条
第 2 項第 7 号)
更所 (1) 療養室のある階ごとに設けられているか。
^{10 · 台} (平 11 厚令 40 第 3 条
第 2 項第 8 号 イ)
(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用す 条例第4条第2項第6
るのに適したものとなっているか。
^{適・} 台 (平 11 厚令 40 第 3 条
第2項第8号口)
(3) 常夜灯を設けているか。

		1	1	1
			号ウ	
			(平 11 厚令 40 第 3 条	
			第2項第8号ハ)	
(10) サービス・ス	看護・介護職員が入所者のニーズに適切に応じられるよう、療養室のある階ご	適・否	平 12 老企 44 第 3 の 2	
テーション	とに療養室に近接して設けているか。	□ · 台	の(1) の②のへ	
(11)調理室	食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに	適・否	平 12 老企 44 第 3 の 2	
	防虫及び防鼠の設備を設けているか。	通・台	の(1) の②のト	
(12)汚物処理室	汚物処理室は、他の施設と区別された一定のスペースを有しているか。	~ 不	平 12 老企 44 第 3 の 2	・平面図
		適・否	の(1) の②のチ	・運営規程
(13) その他	(1) 焼却炉浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、療養室、談	\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	平 12 老企 44 第 3 の 2	・設備・備品台帳
	話室、食堂、調理室から相当の距離を隔てて設けているか。	適・否	の(1) の②のリの a	・指定申請・変更
	(2) 床面積を定めない施設については、各々の施設の機能を十分に発揮しうる適	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	平 12 老企 44 第 3 の 2	届写
	当な広さを確保するよう配慮しているか。	適・否	の(1) リの b	・設備の図面
	(3) 薬剤師が介護老人保健施設で調剤を行う場合には、薬剤師法の規定により調	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	平 12 老企 44 第 3 の 2	
	剤所で行われているか。	適・否	の(1) リのc	
(14) 施設の専用	第3の1に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものとなっ		条例第4条第3項	
	ているか。	適・否	(平 11 厚令 40 第 3 条	
	ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。		第3項)	
	共用が認められない施設:			
	① 療養所			
	② 診療室			
3 構造設備の基準	(1) 建物のうち、療養室その他の入所者の療養生活に充てられる療養室、談話		条例第5条第1項	• 建築確認書等耐
	室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、便所等入所者が日常継続的に使	適・否	(平 11 厚令 40 第 4 条	火建築物か分か
	用する施設を有するものについては、建築基準法に規定する耐火建築物となっ		第1項第1号)	る書類

ているか。			・設備の図面
		平 12 老企 44 第 3 の 3	
(ただし、療養室等を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物は、準			
耐火建築物とすることができる。)			
		条例第5条第2項	
・(1)の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的		(平 11 厚令 40 第 4 条	
知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建		第2項)	
ての介護老人保健施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保され			
ていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。			
① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、			
調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等によ			
り、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。			
② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備され			
ており、円滑な消火活動が可能なものであること。			
③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保			
等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施			
すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可			
能なものであること。			
(2) 療養室等が2階以上の階にある場合は屋内の直通階段及びエレベーターを		条例第 5 条第 1 項第 2	
それぞれ1以上設けているか。	適・否	号	
		(平 11 厚令 40 第 4 条	
(経過措置)		第1項第2号)	
みなし介護老人保健施設であって老人保健施設の施設及び設備、人員並びに			

・設備の図面
・設備・備品台帳
・設備の図面
・消防署の立ち入
り検査に関する記
録

5 5
£ 5
条
条
§ 6
条
§ 7
条

		below a morth below on 17	
		第 1 項第 7 号) 	
等の転落・落下防止措置など)			
・消防署の立ち入り検査の結果、指導助言があった場合に改善を行っているか。	適・否		
(1) 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじ		条例第6条第1項	• 運営規程
め、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制そ	適・否	(平11厚令40第5条)	・説明文書
の他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文			・入所申込書
書を交付して説明を行い、当該提供の開始についての説明及び同意入所申込者			
の同意を得ているか。			
(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。		平 12 老企 44 第 4 の 1	
	適・否		
重要事項最低必要項目:			
① 運営規程の概要			
② 従業者の勤務体制			
③ 事故発生時の対応			
④ 苦情処理の体制			
⑤ その他			
介護老人保健施設は、正当な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んでい		条例第7条	・入所申込書
ないか。	適・否	(平 11 厚令 40 第 5 条	• 入所申込受付簿
特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。		Ø 2)	・要介護度分布わ
			かる資料
提供を拒むことのできる正当な理由とは			・申込者に関する
① 入院治療の必要がある場合・申込者に関する記		平 12 老企 44 第 4 の 2	記録
② 入所者に対し自ら適切な介護保健施設サービスを提供することが困難な場			
合			
	(1) 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始についての説明及び同意入所申込者の同意を得ているか。 (2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。 重要事項最低必要項目: ① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ その他 介護老人保健施設は、正当な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んでいないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 提供を拒むことのできる正当な理由とは ① 入院治療の必要がある場合・申込者に関する記 ② 入所者に対し自ら適切な介護保健施設サービスを提供することが困難な場	等の転落・落下防止措置など) ・消防署の立ち入り検査の結果、指導助言があった場合に改善を行っているか。 適・否 (1) 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始についての説明及び同意入所申込者の同意を得ているか。 (2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。 適・否重要事項最低必要項目: ① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務体制 ③ 事放発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ その他 介護老人保健施設は、正当な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んでいないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 提供を拒むことのできる正当な理由とは ① 入院治療の必要がある場合・申込者に関する記 ② 入所者に対し自ら適切な介護保健施設サービスを提供することが困難な場	等の転落・落下防止措置など) ・消防署の立ち入り検査の結果、指導助言があった場合に改善を行っているか。

3 サービス提供困	介護老人保健施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必		条例第8条	・申込者に関する
, , , , , , ,		· 本 - 本	,	
難時の対応	要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療	適・否	(平 11 厚令 40 第 5 条	記録
	所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。		Ø 3)	・紹介に係る記録
4 受給資格等の確	(1) 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合には、		条例第9条第1項	・申込者に関する
認	その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び	適・否	(平 11 厚令 40 第 6 条	書類
	要介護認定の有効期間を確かめているか。		第1項)	・被保険者証(写)
	(2) 介護老人保健施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、		条例第9条第2項	
	当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するように努め	適・否	(平 11 厚令 40 第 6 条	
	ているか。		第2項)	
5 要介護認定の申	(1) 介護老人保健施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者につ		条例第 10 条第 1 項	・申込者に関する
請に係る援助	いては、要介護申請に係る援助認定の申請が既に行われているかどうかを確認	適・否	(平 11 厚令 40 第 7 条	書類
	し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該		第1項)	
	申請が行われるよう必要な援助を行っているか。			
	(2) 介護老人保健施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受け		条例第10条第2項	
	ている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を	適・否	(平 11 厚令 40 第 7 条	
	行っているか。		第2項)	
6 入退所	(1) 介護老人保健施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境		条例第11条第1項	
	に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等	適・否	(平 11 厚令 40 第 8 条	
	が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供している		第1項)	
	か。			
	(2) 介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引い		条例第11条第2項	
	た数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要	適・否	(平 11 厚令 40 第 8 条	
	性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申		第2項)	
	込者を優先的に入所させるよう努めているか。			

		,
なお、こうした優先的な入所の取扱については、透明性及び公平性が求められ		平 12 老企 44 第 4 の 6
ることに留意しているか		Ø (2)
(3) 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護		条例第 11 条第 3 項
支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定	適•否	(平 11 厚令 40 第 8 条
居宅サービス等(法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。) の利		第 3 項)
用状況等の把握に努めているか。		
(4) 入所申込者の入所に際しては、入所者の家族等に対し、その者に居宅におけ		平 12 老企 44 第 4 の 6
る生活への復帰が見込まれる場合には、家庭での療養へ移行する必要性がある	適・否	Ø (3)
こと、できるだけ面会に来ることが望ましいこと等の説明を行っているか。		
(5) 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等		条例第 11 条第 4 項
に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについ	適・否	(平 11 厚令 40 第 8 条
て定期的に検討し、その内容等を記録しているか。		第4項)
その検討に当たっては、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護		
支援専門員等の従業者の間で協議しているか。		条例第 11 条第 5 項
検討は、入所後早期に、また病状及び身体の状態に応じて適宜実施すべきも		(平 11 厚令 40 第 8 条
のであるが、少なくとも3月ごとには行っているか。		第 5 項)
		平 12 老企 44 第 4 の 6
		Ø (4)
(6) 介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、		条例第 11 条第 6 項
適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、	適・否	(平 11 厚令 40 第 8 条
居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に		第6項)
対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との		
密接な連携に努めているか。		

の記録 保険施設の種類供の記録及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者 適・否 (平 11 厚令 40 第 9 条 第 1 項) (2) 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。 適・否 (平 11 厚令 40 第 9 条 第 2 項)					
(2) 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。	7 サービスの提供	(1) 介護老人保健施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護		条例第 12 条第 1 項	・入所者に関する
(2) 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。	の記録	保険施設の種類供の記録及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者	適・否	(平 11 厚令 40 第 9 条	書類
体的なサービスの内容等を記録しているか。		の被保険者証に記載しているか。		第1項)	
8 利用料等の受領 (1) 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該介護保健施設サービスに変した費用の額(その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービス要の額を控除して得られた額の支払を受けているか。 (2) 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービス費用 適・否 (2) 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービス費用 基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (法定代理受領サービスに該当しない場合)・10割相当額の支払いを受けているか。 (3) 介護老人保健施設は、上記(1)(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを入所者から受けていないか。 (3) 介護老人保健施設は、上記(1)(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを入所者から受けていないか。 第 2 項) ※ 例第 13 条第 2 項 (平 11 厚令 40 第 11 条 第 2 項)		(2) 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具		条例第 12 条第 2 項	
8 利用料等の受領 (1) 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該介護保健施設サービスにでので法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額とする。)から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けているか。 (2) 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービス費用 道・否 (2) 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービス費用 どれる提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用 基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (法定代理受領サービスに該当しない場合)・10割相当額の支払いを受けているか。 (3) 介護老人保健施設は、上記(1)(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを入所者から受けていないか。 (3) 介護老人保健施設は、上記(1)(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを入所者から受けていないか。 (第1 条第3 項の額以外の支払いを入所者から受けていないか。) 適・否		体的なサービスの内容等を記録しているか。	適・否	(平 11 厚令 40 第 9 条	
スを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該介護保健施設サービ				第2項)	
スについて法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した 費用の額(その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えると きは、当該現に介護保健施設サービス農の額を控除して得られた額 の支払を受けているか。	8 利用料等の受領	(1) 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービ		条例第 13 条第 1 項	・施設サービス計
世界の額(その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービス関した費用の額とする。)から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けているか。 ・ 1 割相当額の支払いを受けているか。 (2) 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (3) 介護老人保健施設は、上記(1)(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを分所者から受けていないか。 (平 11 厚今 40 第 11 条 第 2 項)		スを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該介護保健施設サービ	適・否	(平11厚令40第11条	画書
きは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額とする。)から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けているか ・1割相当額の支払いを受けているか。 (2) 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用 適・否 第2項) (本定代理受領サービスに該当しない場合)・10割相当額の支払いを受けているか。 (法定代理受領サービスに該当しない場合)・10割相当額の支払いを受けているか。 (3) 介護老人保健施設は、上記(1)(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用 の額以外の支払いを入所者から受けていないか。 適・否 (平11厚令40第13条第3項の額以外の支払いを入所者から受けていないか。) 適・否 (平11厚令40第11条		スについて法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した		第1項)	・領収証控
る。)から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けているか。 ・1割相当額の支払いを受けているか。 (2)介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用 道・否 (平11厚令40第11条基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 第2項) {法定代理受領サービスに該当しない場合} ・10割相当額の支払いを受けているか。 適・否 (3)介護老人保健施設は、上記(1)(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを入所者から受けていないか。 適・否 (平11厚令40第11条		費用の額(その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えると			・運営規程
・1割相当額の支払いを受けているか。 適・否 (2) 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 第・否 (本定代理受領サービスに該当しない場合)・10割相当額の支払いを受けているか。 適・否 (3) 介護老人保健施設は、上記(1)(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを入所者から受けていないか。 適・否		きは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額とす			
・1割相当額の支払いを受けているか。 適・否 (2) 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 適・否 (平11厚令40第11条第2項) (法定代理受領サービスに該当しない場合)・10割相当額の支払いを受けているか。 適・否 (3) 介護老人保健施設は、上記(1)(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを入所者から受けていないか。 ※例第13条第3項 (平11厚令40第11条		る。)から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額			
(2) 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用		の支払を受けているか			
(2) 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用					
 ビスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用 基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (※注定代理受領サービスに該当しない場合) ・10割相当額の支払いを受けているか。 (3) 介護老人保健施設は、上記(1)(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを入所者から受けていないか。 適・否 条例第 13 条第 3 項 (※平11 厚令 40 第 11 条 		・1割相当額の支払いを受けているか。	適・否		
基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 第 2 項) {法定代理受領サービスに該当しない場合} 適・否 ・10割相当額の支払いを受けているか。 適・否 (3) 介護老人保健施設は、上記(1)(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを入所者から受けていないか。 第 2 項) 適・否 ※ 例第 13 条第 3 項 (平 11 厚令 40 第 11 条		(2) 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サー		条例第 13 条第 2 項	
(法定代理受領サービスに該当しない場合) ・10割相当額の支払いを受けているか。		ビスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用	適・否	(平11厚令40第11条	
・10割相当額の支払いを受けているか。		基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。		第2項)	
・10割相当額の支払いを受けているか。					
(3) 介護老人保健施設は、上記(1)(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用 条例第 13 条第 3 項 の額以外の支払いを入所者から受けていないか。 適・否 (平 11 厚令 40 第 11 条		{法定代理受領サービスに該当しない場合}			
の額以外の支払いを入所者から受けていないか。 適・否 (平11厚令40第11条		・10割相当額の支払いを受けているか。	適・否		
		(3) 介護老人保健施設は、上記(1)(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用		条例第 13 条第 3 項	
第3項)		の額以外の支払いを入所者から受けていないか。	適・否	(平11厚令40第11条	
				第3項)	

O A = 0.11/1/2 = 1.4 = 11	A tribbt 40 A tota o Thirth
① 食事の提供に要する費用	条例第 13 条第 3 項第 1
(法第51条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給	号
された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規	(平 11 厚令 40 第 11 条
定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健	第 3 項第 1 号)
施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を	
限度とする。)	
② 居住に要する費用	条例第 13 条第 3 項第 2
(法第51条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給さ	号
れた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規	(平 11 厚令 40 第 11 条
定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健	第 3 項第 2 号)
施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する居住費の負担限度額)	
を限度とする。)	
③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供	条例第 13 条第 3 項第 3
を行ったことに伴い必要となる費用	号
	(平 11 厚令 40 第 11 条
	第3項第3号)
④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を	条例第 13 条第 3 項第 4
行ったことに伴い必要となる費用	号
17 万にことに日で 石安となる真川	(平 11 厚令 40 第 11 条
	第3項第4号)
	分の供用性 切り
	A tribbs to A bis o This F
⑤ 理美容代	条例第 13 条第 3 項第 5
	号

(平11厚令40第11条 第3項第5号) ⑥ ①~⑤に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜。 条例第13条第3項第6 のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その 入所者に負担させることが適当と認められるもの第6号 (平11厚令40第11条 第3項第6号) なお、⑥の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等に おける日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱われ ているか。 平 12 老企 44 第 4 の 9 (特別な療養室:認知症専門棟の個室は徴収不可) ・定員が1人又は2人であること。 $\mathcal{O}(3)$ ・療養室の居室の定員の合計が当該施設の入所定員の概ね5割を超えない こと ・入所者1人当たりの床面積が8㎡以上であること。(経過措置あり) ・療養室の施設、設備等が費用の支払いを受けるのにふさわしいものであるこ と。(利用者のプライバシー確保のための設備、個人用の私物の収納設備、 状況に応じた個人用の照明設備)・療養室の提供が、入所者等への情報提供 を前提として入所者等の選択によるものであり、サービス提供上の必要性か ら行われるものでないこと 費用の額が運営規程に定められていること。 (特別な食事:入所者等が選定する特別な食事) ・入所者等のニーズに対応して入所者等が選定したもの。 ・高価な材料を使用し、特別な調理を行うなど、その内容がふさわしいもの。

		ı		
・栄	養量について、入所者ごとに栄養記録を作成し、医学的・栄養学的な管理			
が	行われていこと。			
· 特	別な食事の提供によって、それ以外の食事の質を損なわないこと。			
• 予	め入所者等へ十分な情報提供を行い、入所者等の自由な選択と同意に基づ			
V	た提供であること。			
• 提	供する場合は、入所者等の身体状況に鑑み支障がないか医師の確認を得る			
必	要があること。			
· 支	払いを受ける額は、特別な食事に要した費用から食事提供料の額を控除し			
た	額とする。			
・予	め提示した金額以上の支払いを受けてはならないこと。			
・特	別な食事の内容や料金等について、事業所の見やすい場所に掲示する			
	<u>ځ</u>			
(その	他の日常生活費)			
• 入	所者等の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が			
提	供する場合にかかる費用			
• 入	所者等の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提			
供	する場合にかかる費用			
· 健	康管理費(インフルエンザ予防接種料等)			
· 預	り金の出納管理にかかる費用			
• 私	物の洗濯代			
(4) (3)の①から④までに掲げる費用については、「居住、滞在及び食事の提供に		条例第 13 条第 4 項	・施設サービス計
係る	利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)」及び「厚生労	適・否	(平11厚令40第11条	画書
働大	臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12		第4項)	・領収証控

年厚生省告示第123号) 」の定め	るところに	よるものと	しているか。				運営
								• 説
※ 居住費(滞在費)の	負担限度額	(日額)						• 同
								記
	1段階	2段階	3段階	基準費用額				
多床型	0	320	320	320				
従来型個室	490	490	1. 310	1. 640				
ユニット型準個室	490	490	1. 310	1. 640				
ユニット型個室	820	820	1. 310	1. 970				
※ 食費の負担限度額(日額)							
※ 食費の負担限度額(日額)							
	1段階	2段階	3段階	基準費用額				
	300	390	650	1. 380				
(5) 介護老人保健施設/	は、(3)に掲	げる費用の	額に係るサ	ービスの提供に	当たって		条例第13条第5項	
は、あらかじめ、入戸	所者又は家族	灰に対し、	当該サービス	スの内容及び費用	を記し	適・否	(平11厚令40第11条	
た文書を交付して説明	月を行い、	人所者の同意	意を得ている	るか。			第5項)	
また、(3)①から④	までに掲げ	る費用に係	る同意は、	文書により得てい	いるか。			
・上記の同意は、文書に	こ利用者等の	の署名を受り	けることに。	より行っているか	7	適・否		
(6) 介護老人保健施設/	は、介護保健	建施設サー	ビスその他の	のサービスの提供	に要し		法第 48 条第 8 項準用	
た費用につき、そのう	支払を受ける	る際、当該	支払をした	要介護被保険者に	対し、	適・否	(第41条8項)	
		- 1 to 5=1	収書を交付し					

[[T	
	(7) 介護老人保健施設は、領収書に介護保健施設サービスについて要介護被 保		施行規則第82条	
	険者から支払を受けた費用の額のうち、法第48条第2項第1号に規定する厚生労	適・否		
	働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護保健福祉			
	施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービ			
	スに要した費用の額とする。)に係るもの及び、その他の費用の額を区分して記			
	載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記			
	載しているか。			
	・領収証に費用区分を明確にしているか	適・否		
	① 基準により算定した費用の額			
	② 標準負担額			
	③ その他の費用(個別の費用ごとの区分)			
9 保険給付の請求	介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービ		条例第 14 条	・施設サービス計
のための証明書	スに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費	適・否	(平11厚令40第12条)	画書
の交付	用の額その他必要と認められる事を記載したサービス提供証明書を入所者に対し			・サービス提供証
	て交付しているか。			明書(控)(介
				護給付費明細書
				代用可)
10 介護保健施設サ	(1) 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽		条例第 15 条第 1 項	・施設サービス計
ービスの取扱方	減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の	適・否	(厚令 40 第 13 条第 1	画書
針	療養を妥当適切に行っているか。		項)	・説明の記録
	(2) 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なも		条例第 15 条第 2 項	・身体拘束に関す
	のとならないよう配慮して行っているか。	適・否	(平11厚令40第13条	る記録
			第2項)	・診療録
	(3) 介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、		条例第 15 条第 3 項	・施設アセスメン

### 2017 第2 を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な半項について、		I	1	-
(4) 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除意、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行っていないか。 (身体拘束の対象となる具体的行為) () 徘徊しないように車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 (② 転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 (③ 自分で降りられないように、ベッドを細(サイドレール)で囲む。 (④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 (⑤ 車いサやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y下型抑制帯や腰ベルト、車いサテーブルをつける。 (⑤ 重ながおむつはずしを削除するために、介護な(つなぎ服)を着せる。 (⑥ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 (⑥ 他人への迷惑行為を防ぐために、不強な(つなぎ服)を着せる。 (⑥ 他人の迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 (⑥ 作動を落ち着かせるために、何特神薬を過剰に服用させる。 (⑥ 自身の意思で開けることのできない居室等に隔離する (5) 介護老人保健施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。 道・否	懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、	適・否	(平11厚令40第13条	ト計画
者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行っていないか。 (身体拘束の対象となる具体的行為) ① 徘徊しないように車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、以は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑤ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y平型抑制帯や機べんト、車いすテーブルをつける。 ⑤ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護な(つなぎ服)を着せる。 ⑥ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑥ 他人の迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑥ 行動を落ち着かせるために、向精紳薬を過剰に服用させる。 ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する (5) 介護老人保健施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。	理解しやすいように指導又は説明を行っているか。		第3項)	• 研修会等参加報
き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行っていないか。 (身体拘束の対象となる具体的行為) ① 徘徊しないように車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵 (サイドレール) で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ がち上がる能力のある人のがち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑥ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 ⑥ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑥ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ① 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する (5) 介護老人保健施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正 適・否	(4) 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所		条例第 15 条第 4 項	告の記録
いないか。 (身体拘束の対象となる具体的行為) ① 徘徊しないように車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、双は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ③ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ② 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ③ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護な(つなぎ服)を着せる。 ④ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ④ 行動を落ち着かせるために、向精紳薬を過剰に服用させる。 ① 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する (5) 介護老人保健施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。	者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除	適・否	(平11厚令40第13条	
(身体拘束の対象となる具体的行為) ① 徘徊しないように車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑥ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 ⑤ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑥ 行動を落ち着かせるために、向精紳薬を過剰に服用させる。 ⑥ 行動を落ち着かせるために、向精紳薬を過剰に服用させる。 ⑥ 介意を人保健施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。	き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行って		第4項)	
 ① 徘徊しないように車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y平型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑥ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護な(つなぎ服)を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精紳薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する (5) 介護老人保健施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。 	いないか。			
 ① 徘徊しないように車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y平型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑥ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護な(つなぎ服)を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精紳薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する (5) 介護老人保健施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。 				
 ② 転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすやいすからずり落もたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑥ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精紳薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する (5) 介護老人保健施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。 適・否 	(身体拘束の対象となる具体的行為)			
 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵 (サイドレール) で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑥ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣 (つなぎ服)を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精紳薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する (5) 介護老人保健施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。 適・否 	① 徘徊しないように車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。			
	② 転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。			
 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精紳薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する (5) 介護老人保健施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。 運・否 	③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。			
ように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y宇型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精紳薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する (5) 介護老人保健施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。	④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。			
(6) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制 帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 (10) 行動を落ち着かせるために、向精紳薬を過剰に服用させる。 (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する (12) 介護老人保健施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。 平 13 老発 155 の 2, 3	⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらない			
帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ① 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ② 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 ③ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ④ 行動を落ち着かせるために、向精紳薬を過剰に服用させる。 ④ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する (5) 介護老人保健施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。 平 13 老発 155 の 2, 3	ように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。			
 ① 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精紳薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する (5) 介護老人保健施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。 運・否 	⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制			
 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精紳薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する (5) 介護老人保健施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。 平 13 老発 155 の 2, 3 適・否 	帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。			
 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精紳薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する (5) 介護老人保健施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。 平 13 老発 155 の 2, 3 適・否 	⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。			
 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精紳薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する (5) 介護老人保健施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。 適・否 	⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。			
① 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する (5) 介護老人保健施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正	⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。			
(5) 介護老人保健施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正 平 13 老発 155 の 2, 3 確な事実認識を持っているか。 適・否	⑩ 行動を落ち着かせるために、向精紳薬を過剰に服用させる。			
確な事実認識を持っているか。	⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する			
	(5) 介護老人保健施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正		平 13 老発 155 の 2, 3	
そのため、施設の管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は	確な事実認識を持っているか。	適・否		
	そのため、施設の管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は			

1			1	
	従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に努めているか。			
	(6) 介護老人保健施設の管理者は、管理者及び各従業者で構成する「身体拘束廃		平 13 老発 155 の 3,5	
	止委員会」などを設置し、施設全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善	適・否		
	計画を作成しているか			
	(改善計画に盛り込む内容)			
	① 施設内の推進体制			
	② 介護の提供体制の見直し			
	③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き			
	④ 施設の設備等の改善			
	⑤ 施設の従業者その他の関係者の意識啓発のための取組			
	⑥ 入所者の家族への十分な説明			
	⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標			
	(7) 介護老人保健施設は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、		条例第 15 条第 5 項	
	その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	適・否	(平11厚令40第13条	
	また、記録の記載は、介護老人保健施設の医師が、診療録に記載しているか。		第5項)	
	なお、記録に当たっては「身体拘束ゼロの手引き」に例示されている「身体拘		平 12 老企 44 第 4 の 11	
	束に関する説明書・観察経過記録」などを参考として、適切な記録を作成し、		Ø(1)	
	保存しているか。		平 13 老発 155 の 6	
	(8) 介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を		条例第 15 条第 6 項	
	行い、常にその改善を図っているか。	適・否	(平11厚令40第13条	
			第6項)	
11 施設サービス計	(1) 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に		条例第 16 条第 1 項	・施設サービス計
画の作成	関する業務を担当させているか。	適・否	(平11厚令40第14条	画書
	 ⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標 (7) 介護老人保健施設は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。また、記録の記載は、介護老人保健施設の医師が、診療録に記載しているか。なお、記録に当たっては「身体拘束ゼロの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・観察経過記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。 (8) 介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 (1) 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に 	適・否	(平11厚令40第13条 第5項) 平12老企44第4の11 の(1) 平13老発155の6 条例第15条第6項 (平11厚令40第13条 第6項) 条例第16条第1項	

	r		
また、当該介護支援専門員の介護支援専門員証は有効期間内となっているか。		第1項)	・資格の登録証明
(2) 施設サービス計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所	適・否	平 12 老企 44 第 4 の 12	書
者に強制することとならないように留意しているか。			・アセスメント記
(3) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(計画担当介護支		条例第 16 条第 2 項	録
援専門員)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般	適・否	(平11厚令40第14条	・説明の実施記録
を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の		第2項)	・研修の実施(受
利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めているか。			講)記録
(4) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な		条例第16条第3項	・サービス担当者
方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価	適・否	(平11厚令40第14条	会議の記録
を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を		第3項)	・同意に係る記録
営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。			・モニタリングの
(5) 計画担当介護支援専門員は、(4)に規定する解決すべき課題の把握(アセスメ		条例第16条第4項	記録
ント)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行っているか。この場合に	適・否	(平11厚令40第14条	・入所者に関する
おいて、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して		第4項)	記録
十分に説明し、理解を得ているか。		平 12 老企 44 第 4 の 12	
このため、計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めているか。		(4)	
(6) 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメント		条例第 16 条第 5 項	
の結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者	適・否	(平11厚令40第14条	
及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき		第5項)	
課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期介護保健施設サービスの内			
容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス			
計画の原案を作成しているか。			
(7) 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護保健		条例第 16 条第 6 項	
施設サービスの提供に当たる他の担当者を召集して行う会議をいう。)の開催、	適・否	(平11厚令40第14条	

担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担		第6項)
当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。		
(8) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者		条例第 16 条第 7 項
又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか。	適•否	(平11厚令40第14条
なお、施設サービス計画は、入所者の希望を尊重して作成しているか。		第7項)
(当該説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービ		
ス計画書の第1表及び第2表に相当するものを指すものである。また、施設サ		平12老企44第4の12の
ービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得ることを義務づ		(7)
けているが、必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い、同意を得るこ		
とが望ましい。)		
(9) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設		条例第 16 条第 8 項
サービス計画を入所者に交付しているか。	適・否	(平11厚令40第14条
		第8項)
(10) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画		条例第 16 条第 9 項
の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、	適・否	(平11厚令40第14条
必要に応じて施設サービス計画の変更を行っているか。		第9項)
(11) 計画担当介護支援専門員は、(10)に規定する実施状況の把握(モニタリン		条例第 16 条第 10 項
グ) に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこ	適・否	(平11厚令40第14条
ととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。		第 10 項)
① 定期的に入所者に面接すること。		
② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。		
		条例第 16 条第 11 項
(12) 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会		不例为 10 不为 11 仅
(12) 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会 議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性に	適・否	(平11厚令40第14条

	① 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合 ② 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合			
	(13) (3)から(9)までの規定は、(10)に規定する施設サービス計画の変更について 準用しているか。	適・否	条例第 16 条第 12 項 (平 11 厚令 40 第 14 条 第 12 項)	
12 診療の方針	(1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して 的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っているか。	適・否	条例第 17 条第 1 項第 1 号 (平 11 厚令 40 第 15 条 第 1 号)	・診療記録・入居者に関する記録・処遇日誌
	(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っているか。	適・否	条例第 17 条第 1 項第 2 号 (平 11 厚令 40 第 15 条 第 2 号)	• 療養棟日誌
	(3) 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に 努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。	適・否	条例第 17 条第 1 項第 3 号 (平 11 厚令 40 第 15 条 第 3 号)	
	(4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行っているか。	適・否	条例第 17 条第 1 項第 4 号 (平 11 厚令 40 第 15 条 第 4 号)	
	(5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定める(平6厚告251)もののほか行っていないか。	適・否	条例第 17 条第 1 項第 5 号	

		(平11厚令40第15条	
		第 5 号)	
(6) 別に厚生労働大臣が定める (平6厚告125)医薬品以外の医薬品を入所者に施用		条例第 17 条第 1 項第 6	
し、又は処方していないか。	· <u></u> 本	号	
	週•省	(平11厚令40第15条	
		第6号)	
(1) 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設に		条例第 18 条第 1 項	診療録
おいて自ら必要提供が困難な場な医療を提供することが困難であると認めたと	適・否	(平11厚令40第16条	・入所者に関する
きは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、		第1項)	記録
又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じているか。			・診療状況に関す
(2) 介護老人保健施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所		条例第 18 条第 2 項	る情報提供表
者を病院若しくは診療所に通院させていないか。	適・否	(平11厚令40第16条	
		第2項)	
(3) 介護老人保健施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院		条例第 18 条第 3 項	
若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医	適・否	(平11厚令40第16条	
師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行っているか。		第3項)	
(4) 介護老人保健施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又		条例第 18 条第 4 項	
は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所	適・否	(平11厚令40第16条	
者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を		第4項)	
行っているか。			
(1) 介護老人保健施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の	適・否	条例第 19 条	・訓練に関する計
自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計		(平11厚令40第17条)	画
画的に行っているか。			・訓練に関する日
			誌
((1) 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要提供が困難な場な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じているか。 (2) 介護老人保健施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院者しくは診療所に通院させていないか。 (3) 介護老人保健施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行っているか。 (4) 介護老人保健施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師のは入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行っているか。 (1) 介護老人保健施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計	(1) 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要提供が困難な場な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じているか。 (2) 介護老人保健施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院者しくは診療所に通院させていないか。 (3) 介護老人保健施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させていないか。 (4) 介護老人保健施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師のに対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行っているか。 (4) 介護老人保健施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師のより、当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行っているか。 (1) 介護老人保健施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の	(6) 別に厚生労働大臣が定める(平6厚告125)医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方していないか。 適・否 (平11厚令40第15条第6号) (平11厚令40第15条第6号) (平11厚令40第15条第6号) (平11厚令40第15条第6号) (平11厚令40第15条第6号) (平11厚令40第16条第1項) (平11厚令40第16条第1項) (平11厚令40第16条第1項) (平11厚令40第16条第1項) (平11厚令40第16条第1項) (平11厚令40第16条第1項) (平11厚令40第16条第1項) (平11厚令40第16条第1項) (平11厚令40第16条第2項) (平11厚令40第16条第2項) (平11厚令40第16条第2項) (平11厚令40第16条第2項) (平11厚令40第16条第2項) (平11厚令40第16条第40尺対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行っているか。 (平11厚令40第16条第3項)

	・医師、理学療法士若しくは作業療法士又は言語聴覚士の指導の下に必要なリハ	適・否		
	ビリテーションを計画的に行っているか。			
	(2) 訓練の目標を設定し、定期的に評価を行うことにより、効果的な機能訓練が		平 12 老企 44 第 4 の 15	
	行えるようにしているか。また、入所者1人について、少なくとも週2回程度	適・否		
	行っているか。			
	・入所者ごとに訓練の目標、実施計画、実施予定表を設定し、定期的に評価を行	適・否		
	うことにより、効果的な訓練を行っているか。			
15 看護及び医学的	(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の	適・否	条例第 20 条第 1 項	・施設サービス計
管理の下における	充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって		(平11厚令40第18条	画書
介護	行われているか。		第1項)	・入所者に関する
	(2) 介護老人保健施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴さ		条例第 20 条第 2 項	記録
	せ、又は清しきを行っているか。	適・否	(平11厚令40第18条	・入浴に関する記
	なお、その実施に当たっては、入所者の自立支援に資するよう、その心身の状		第2項)	録
	況を踏まえ、特別浴槽を用いた入浴や入浴介助等適切な方法により行われてい			・看護に関する記
	るか。		平 12 老企 44 第 4 の 16	録
			Ø (1)	・健康チェックを
	・1週間に2回以上適切な方法により実施しているか。	適・否		行った記録(検温
	(個人別入浴予定日、時間の設定)			記録等)
	・脱衣所がない等外から見える、裸で放置するなどプライバシーに配慮してい	適・否		・排泄に関する記
	るか。			録
	・入浴日が祝祭日や行事等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回以上の	適・否		
	入浴が確保されているか。			
	・入所者に適応した入浴方法により実施しているか。	適・否		
	(特別浴槽入浴、介助浴等)			

			1	1
	・入浴前に健康チェックを行っているか。	適・否		
	・入浴が困難な場合は清拭を実施するなど入所者の清潔保持に努めているか。	適・否		
	(3) 介護老人保健施設は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法によ		条例第 20 条第 3 項	
	り、排せつの自立についてトイレ誘導や排泄介助等必要な援助を行っているか。	適・否	(平11厚令40第18条	
			第3項)	
	(4) 介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に	適・否	条例第 20 条第 4 項	
	取り替えているか。		(平11厚令40第18条	
			第4項)	
	・入所者に適したおむつを提供しているか。	適・否		
	・おむつ交換は、入所者の排泄状況を踏まえて実施しているか。	適・否		
	特に夜間においては十分配慮されているか。			
	・おむつ交換時には衝立、カーテン等を活用するなど入所者の心情に十分配慮	適・否		
	しているか。			
	・交換時は、体位変換にも配慮しているか。	適・否		
	(5) 介護老人保健施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、そ		条例第 20 条第 5 項	
	の発生を予防するための体制を整備しているか。	適・否	(平11厚令40第18条	
			第5項)	
	(6) 介護老人保健施設は、(1)~(5)に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、		条例第 20 条第 6 項	
	整容その他入所者の心身状況に応じた日常生活上の世話を適切に行っている	適・否	(平11厚令40第18条	
	が。		第6項)	
	(7) 介護老人保健施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護		条例第 20 条第 7 項	
	老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。	適・否	(平11厚令40第18条	
			第7項)	
16 食事の提供	(1) 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態、身体の状況並びに病状及び嗜好を		条例第 21 条第 1 項	・献立表

		T	<u> </u>
定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行っているか。	適・否	(平11厚令40第19条	・嗜好に関する調
また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう		第1項)	査
努めているか。		条例第 21 条第 2 項	・残食(菜)の記録
・栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとなっている	適・否	(平11厚令40第19条	・検食簿
カュ。		第2項)	
・嗜好調査、残食調査等を適切に実施し、その結果に基づき計画的な食事の提	適・否		
供を行っているか。		平 12 老企 44 第 4 の 17	
(2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を			
明らかにしているか。	適・否		
また、病弱者に対する献立については、必要に応じ医師の指導を受けているか。			
(3) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましい	\ \		
が、早くても午後5時以降としているか。	適・否		
(4) 食事の提供に関する業務は介護老人保健施設自ら行うことが望ましいが、食			
事サービスの質の評価が確保される場合であって、当該施設の最終的責任の下	適•否		・業者委託の場合
で第三者に委託している場合は、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、			契約書
業務管理、衛生管理、労働衛生管理について、施設自らが行うなど当該施設の			・検食に関する
管理者が業務遂行上必要な注意を果たしうるような体制と契約内容になってい			記録
るか。			・栄養士による栄
(5) 食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を			養指導の記録
当該入所者の食事に的確に反映させるために、療養室関係部門と食事関係部門	適・否		
との連携が十分とられているか。			
(6) 入所者に対しては適切な栄養食事相談を行っているか。	適・否		

(7) 食事内容については、当該施設の医師又は栄養土を含む会議において検討が加えられているか。 ・可能な限り離床して食堂で行うように努めているか。 適・否					
・可能な限り離床して食堂で行うように努めているか。 ・離床できない入所者の数が不自然ではないか。 ・車いす、歩行器等必要な台数が確保されているか。 「7 相談及び援助		(7) 食事内容については、当該施設の医師又は栄養士を含む会議において検討が			
・離床できない入所者の数が不自然ではないか。 適・否適・否 ・車いす、歩行器等必要な台数が確保されているか。 適・否適・否 17 相談及び援助 介護老人保健施設は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 適・否名 ・常に入所者及びその家族に対し、必要な相談及び助言その他の援助を行いうる体制をとっているか。 適・否名を制をとっているか。 ・相談を受け付けた場合、施設としてどのように整理し、組織的にどのように対応しているか。 適・否名の提供 18 その他のサービスの提供 (1) 介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう 変わているか。 適・否名の提供 ・施設全体のレクリエーションと個人の希望によるレクリエーションとでの経費自由は適切に区分されているか。 適・否如う第1項 ・企業と外の変態との交流等の機会を確保するよう努めているか。 (平11厚令40第21条第2項)・入居者に関する記録を可能を図るとともに、人所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 (2) 介護老人保健施設は、常に、人所者の家族との連携を図るとともに、人所者を図るとともに、人所者を認定を定し、企業の家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 (平11厚令40第21条第2項)・入居者に関する記録		加えられているか。	適・否		
・車いす、歩行器等必要な台数が確保されているか。 適・否 17 相談及び援助 介護老人保健施設は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境 等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 適・否 (平11厚令40第20条) ・常に入所者及びその家族に対し、必要な相談及び助言その他の援助を行いうる体制をとっているか。 適・否 (平11厚令40第20条) 18 その他のサービスの提供 (1) 介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう 第1項 (平11厚令40第21条 第1項) ・事業計画(報告) ・施設全体のレクリエーションと個人の希望によるレクリエーションとでの経費力量は適切に区分されているか。 (平11厚令40第21条 第1項) ・レクレーション計画及び実施に保る記録を開放して実施に保る記録を表現を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 条例第23条第2項 (平11厚令40第21条 記録 12項) ・入居者に関する記録		・可能な限り離床して食堂で行うように努めているか。	適・否		
17 相談及び援助		・離床できない入所者の数が不自然ではないか。	適・否		
等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 ・常に入所者及びその家族に対し、必要な相談及び助言その他の援助を行いうる体制をとっているか。 ・相談を受け付けた場合、施設としてどのように整理し、組織的にどのように対応しているか。 ・相談を受け付けた場合、施設としてどのように整理し、組織的にどのように対応しているか。 ・相談を受け付けた場合、施設としてどのように整理し、組織的にどのように対応しているか。 (1) 介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう 適・否 条例第 23 条第 1 項 ・事業計画 (報告)書等 第 1 項 ・		・車いす、歩行器等必要な台数が確保されているか。	適・否		
ともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	17 相談及び援助	介護老人保健施設は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境		条例第 22 条	
・常に入所者及びその家族に対し、必要な相談及び助言その他の援助を行いうる体制をとっているか。 適・否 適・否 ・事業計画(報告) 18 その他のサービスの提供 (1) 介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう 変しているか。 適・否 条例第 23 条第 1 項 (平11 厚令 40 第 21 条 第 1 項) ・事業計画(報告) 2 の提供 ・施設全体のレクリエーションと個人の希望によるレクリエーションとでの経費負担は適切に区分されているか。 適・否 条例第 23 条第 2 項 (平11 厚令 40 第 21 条 第 2 項) ・入居者に関する記録 (2) 介護老人保健施設は、常に、入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 適・否 条例第 23 条第 2 項 (平11 厚令 40 第 21 条 第 2 項) ・		等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じると	適・否	(平11厚令40第20条)	
る体制をとっているか。 ・相談を受け付けた場合、施設としてどのように整理し、組織的にどのように 対応しているか。 ・事業計画(報告) 18 その他のサービ スの提供 (1) 介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう 努めているか。 適・否 (平11厚令40第21条 第1項) 書等 ・レクレーション 計画及び実施に 保る記録 ・ 人所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 ・入居者に関する 記録 ・ 五記録 ・ 五記		ともに、必要な助言その他の援助を行っているか。			
る体制をとっているか。 ・相談を受け付けた場合、施設としてどのように整理し、組織的にどのように 対応しているか。 ・事業計画(報告) 18 その他のサービ スの提供 (1) 介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう 努めているか。 適・否 (平11厚令40第21条 第1項) 書等 ・レクレーション 計画及び実施に 保る記録 ・ 人所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 ・入居者に関する 記録 ・ 五記録 ・ 五記					
・相談を受け付けた場合、施設としてどのように整理し、組織的にどのように 対応しているか。 18 その他のサービ スの提供 (1) 介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう 適・否 条例第 23 条第 1 項 (平 11 厚令 40 第 21 条 第 1 項) ・施設全体のレクリエーションと個人の希望によるレクリエーションとでの経 適・否 費負担は適切に区分されているか。 (2) 介護老人保健施設は、常に、入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 適・否 第 2 項 (平 11 厚令 40 第 21 条 第 2 項) ・入居者に関する記録 ・入居者に関する記録		・常に入所者及びその家族に対し、必要な相談及び助言その他の援助を行いう	適・否		
対応しているか。		る体制をとっているか。			
18 その他のサービ		・相談を受け付けた場合、施設としてどのように整理し、組織的にどのように			
ヌの提供		対応しているか。			
・施設全体のレクリエーションと個人の希望によるレクリエーションとでの経費負担は適切に区分されているか。 適・否 第1項) ・レクレーション計画及び実施に係る記録 (2) 介護老人保健施設は、常に、入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 適・否 条例第 23 条第 2 項 ・入居者に関する記録 第2項) ・面会記録	18 その他のサービ	(1) 介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう	適・否	条例第 23 条第 1 項	事業計画(報告)
・施設全体のレクリエーションと個人の希望によるレクリエーションとでの経費負担は適切に区分されているか。 適・否 計画及び実施に係る記録 (2) 介護老人保健施設は、常に、入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 条例第 23 条第 2 項 ・入居者に関する記録 第 2 項) ・面会記録	スの提供	努めているか。		(平11厚令40第21条	書等
費負担は適切に区分されているか。 係る記録 (2) 介護老人保健施設は、常に、入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 第・				第1項)	・レクレーション
(2) 介護老人保健施設は、常に、入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 条例第 23 条第 2 項 ・入居者に関する 記録 (平 11 厚令 40 第 21 条 第 2 項) ・面会記録		・施設全体のレクリエーションと個人の希望によるレクリエーションとでの経	適・否		計画及び実施に
とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 適・否 (平11厚令40第21条 記録 第2項) ・面会記録		費負担は適切に区分されているか。			係る記録
第2項) ・面会記録		(2) 介護老人保健施設は、常に、入所者の家族との連携を図るとともに、入所者		条例第 23 条第 2 項	・入居者に関する
		とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	適・否	(平11厚令40第21条	記録
19 入所者に関する				第2項)	• 面会記録
	19 入所者に関する	介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを受けている入所者が次のいずれ		条例第 24 条	・入居者に関する
市町村への通知 かに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 適・否 (平11厚令40第22条) 記録	市町村への通知	かに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	適・否	(平11厚令40第22条)	記録
① 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないこ ・市町村に送付し		① 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないこ			・市町村に送付し

	とにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。			た通知に係る記録
	② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。			TO ALL PIN O HEAVE
20 管理者による管	介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常		条例第 25 条	<u>・</u> 組織図
理	動の者であるか。	適・否	(平11厚令40第23条)	•運営規程
)		週•台	(平11厚中40男23采)	,,
	(ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある			・職員勤務表
	他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設			
	に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト			
	型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができる。)			
	支障がないと思われる場合:			
	・施設の組織的な問題を把握している。			
	・問題発生時の把握がされている。			
	・施設計画の最終判断がされている。			
	・勤務体制が一元的に管理されている。			
21 管理者の責務	(1) 介護老人保健施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務		条例第 26 条第 1 項	• 組織図
	の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか	適・否	(平11厚令40第24条	• 業務日誌等
			第1項)	
	(2) 介護老人保健施設の管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させる		条例第 26 条第 2 項	• 組織図
	ために必要な指揮命令を行っているか	適・否	(平11厚令40第24条	• 業務日誌等
			第2項)	
22 計画担当介護	計画担当介護支援専門員は「12施設サービス計画の作成」に規定する、業務の		条例第 27 条	・施設サービス計
支援専門員の責務	ほか、次に掲げる業務を行っているか。	適・否	(平11厚令40第24条	画書
			の 2)	・照会に係る記録
	① 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等			・サービス担当者

	により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状			会議の記録
	況等を把握すること。			・連携の記録
	② 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅にお			・苦情に係る記録
	いて日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内			・アクシデント・
	容等を記録すること。			インシデントに係
	③ 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅			る記録
	介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サー			
	ビスを提供する者と密接に連携すること。			
	④ 基準第34条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。			
	⑤ 基準第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置につい			
	て記録すること。			
23 運営規定	介護老人保健施設は、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めている		条例第 28 条	・運営規程
	か。	適・否	(平11厚令40第25条)	・指定申請、変更
	① 施設の目的及び運営の方針			届(写)
	② 従業者の職種、員数及び職務の内容		平 12 老企 44 第 4 の 22	
	③ 入所定員		Ø (3)	
	④ 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用			
	の額			
	⑤ 施設の利用に当たっての留意事項			
	⑥ 非常災害対策			
	⑦ その他施設の運営に関する重要事項なお、⑦の重要事項として、当該入所者			
	又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に、			
	身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。			

			1	
	・運営規程に上記①~⑦が記載されているか。	適・否		
	①~⑦の内容は適正か。	適・否		
24 勤務体制の確保	(1) 介護老人保健施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供で	適・否	条例第 29 条第 1 項	• 就業規則
等	きるよう、従業保等者の勤務の体制を定めているか。		(平11厚令40第26条	• 運営規程
			第1項)	• 雇用契約書
	・同一時間帯の休息・休憩になっていないか。	適・否		・職員勤務表
	・引継ができる勤務体制となっているか	適・否		• 連絡網等緊急連
	(2) 介護老人保健施設ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々	適・否	平 12 老企 44 第 4 の 23	絡に関する書類
	の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護職員及び介護職員の配置等を明確にしてい		Ø(1)	• 業務委託契約書
	るか。			• 研修受講修了証
	・勤務体制が勤務表(原則として月ごと)により明確にされているか。	適・否		明書
	・必要事項が記載されているか	適・否		・研修計画・出張
	(3) 介護老人保健施設は、夜間の安全確保及び入所者のニーズに対応するため、		平 12 老企 44 第 4 の 23	命令
	看護・介護職員による夜勤体制を確保しているか。また、休日、夜間等におい	適・否	の(2)	• 研修会資料
	ても医師との連絡が確保される体制を取っているか。			
	(4) 介護老人保健施設は、当該施設の従業者によって介護保健施設サービスを提	適・否	条例第 29 条第 2 項	
	供しているか。		(平11厚令40第26条	
	(ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りで		第2項)	
	ない。(調理、洗濯等))			
	・当該施設の従業者によってサービスの提供が行われているか。	適・否		
	・業務委託を行っている場合は、その内容は適切か。(調理、洗濯、清掃、そ	適・否		
	の他)			
	(5) 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保		条例第 29 条第 3 項	
	しているか。	適・否	(平11厚令40第26条	

	,			T
	・研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。	適・否	第 3 項)	
25 定員の遵守	介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させていないか。		条例第 30 条	• 入所者名簿
	(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでな	適・否	(平11厚令40第27条)	・運営規程
	ν _°)			
	・やむを得ない事情により定員が守られていない場合の理由は適切か。	適・否		
26 非常災害対策	(1) 介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、		条例第 31 条	• 消防計画
	非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業	適・否	(平11厚令40第28条)	• 避難訓練記録
	者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。			
	(2) 「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消		平 12 老企 44 第 4 の 24	
	防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。	適・否	O(3)	
	この場合、消防計画の樹立及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の			
	規定による防火管理者を置くこととされている介護老人保健施設にあっては、			
	その者に行わせているか。また、防火管理者を置かなくともよいとされている			
	介護老人保健施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防			
	計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。			
	※ 別紙により詳細確認			
27 衛生管理等	(1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。	適・否		・受水槽の清掃記
	(2) 介護老人保健施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に		条例第 32 条第 1 項	録等
	供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとと	適・否	(平11厚令40第29条	• 医薬品等管理簿
	もに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか		第1項)	・感染症対策に係
	(3) 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発		条例第32条第2項	る記録
	生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。	適・否	(平11厚令40第29条	・食中毒防止等の
	① 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止		第2項)	研修記録等
			•	·

	のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、			・保健所の指導等
	その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。			の記録
	② 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止			・浴槽に係る細菌
	のための指針を整備すること。			検査実施結果
	③ 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及			・感染症対策に係
	び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。			る手引き
	④ ①~③に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の			
	発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。			
	・感染症がまん延しないような必要な措置を講じているか。			
	・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)、結核、疥癬、インフルエンザ様疾患			
	等に対する対策			
	・タオルの共用禁止			
	・手指消毒薬剤の配置又は消毒器の設置			
	(4) 介護老人保健施設は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等につ		平 12 老企 44 第 4 の 25	
	いて、必要に応じて保健所の助言、指導を求めることともに、密接な連携を保	適・否	Ø (1)	
	っているか。		平 12 老企 44 第 4 の 25	
	特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策		O (2)	
	等については、その発生及びまん延を防ぐための措置について、適切な措置を			
	講じているか。			
	(5) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適・否	平 12 老企 44 第 4 の 25	
		地 百	の (1)	
28 協力病院等	(1) 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協	適・否	条例第 33 条第 1 項	• 掲示板
	力病院を定めているか。	地 " 白'	(平11厚令40第30条	• 契約書

			第1項)	
	(2) 介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努め		条例第 33 条第 2 項	
	ているか。	適・否	(平 11 厚令 40 第 30 条	
			第2項)	
	(3) 協力病院は介護老人保険施設から自動車等による移送に要する時間が概ね20	` * *	平 12 老企 44 第 4 の 26	
	分以内の近距離にあるか。	適・否	Ø (1)	
	(4) 協力病院に対しては、入所者の入院や休日夜間等における対応について円滑	適・否	平 12 老企 44 第 4 の 26	
	な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を取り決めているか。	週•省	Ø (3)	
29 掲示	介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概		条例第 34 条	・掲示場所を確認
	要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると	適・否	(平11厚令40第31条)	・届出書(写)
	認められる重要事項を掲示しているか。			
30 秘密保持等	(1) 介護老人保健施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所		条例第 35 条第 1 項	・情報提供に係る
	者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否	(平 11 厚令 40 第 32 条	記録
	・秘密保持のため必要な措置を講じているか(例えば就業規則に盛り込むなど		第1項)	・就業時の取り決
	雇用時の取り決め等を行っているか。	適・否		め等の記録
	(2) 介護老人保健施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上		条例第 35 条第 2 項	・入所者 (家族)
	知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講	適・否	(平 11 厚令 40 第 32 条	同意書
	じているか。		第2項)	
	(3) 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報		条例第35条第3項	
	を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ているか。	適・否	(平 11 厚令 40 第 32 条	
			第3項)	
	・入所者(家族)に適切な説明(利用の目的、配付される範囲等)がなされ、文	適・否		
	書により同意を得ているか。			
	・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。	適・否		

31 広告制限	介護老人保健施設は、文書その他いかなる方法によるかを問わず、次に掲げる	 適・否	法第 98 条	パンフレット等
31 公日制限		№ 百	伝第 90 朱	, ,
	事項を除いて、これを広告してはいないか。			・ポスター等
	ア 介護老人保健施設の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項			• 広告
	イ 介護老人保健施設に勤務する医師及び看護師の氏名			・運営規程
	ウ ア、イに掲げる事項のほか、平成11年3月31日厚生省告示第97号に定める			
	事項			
	エ その他都道府県知事の許可を受けた事項			
	・下記事項以外の広告をしていないか。	適・否		
	① 施設の名称、電話番号及び住所			
	② 施設に勤務する医師及び看護師の氏名			
	③ 施設及び構造設備に関する事項			
	④ 職員の配置員数			
	⑤ 提供されるサービスの種類及び内容			
	(医療の内容に関するものを除く)			
	⑥ 利用料の内容			
	⑦ その他都道府県知事の許可を受けた事項			
	・誤解を与えるような紛らわしい表現はないか。	適・否		
	・広告のサービス内容が施設の概要や運営規程等と整合しているか	適・否		
32 居宅介護支援事	(1) 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被		条例第36条第1項	
業者に対する利益	保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を	適・否	(平11厚令40第33条	
供与等の禁止	供与していないか。		第1項)	
	(2) 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設か		条例第 36 条第 2 項	
	らの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受し	適・否	(平11厚令40第33条	

	ていないか。		第2項)	
33 苦情処理	(1) 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者及びそ		条例第 37 条第 1 項	・運営規程
	の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための	適・否	(平11厚令40第34条	掲示
	窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。		第1項)	・苦情に関する記
	苦情受け付けのための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制			録
	及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について		平 12 老企 44 第 4 の 29	
	明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記		Ø(1)	
	載するとともに、施設に掲示するなどしているか。			
	・苦情に対して速やかに対応しているか。また、入所者等に対する説明は適切か。	適・否		
	(2) 介護老人保健施設は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を		条例第37条第2項	
	記録しているか。	適・否	(平11厚令40第34条	
			第2項)	
	(3) 介護老人保健施設は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報で		平 12 老企 44 第 4 の 29	
	あることの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取	適・否	Ø (2)	
	組を自ら行っているか。			
	(4) 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関し、法第23条の規		条例第37条第3項	・指導等に関する
	定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市	適・否	(平11厚令40第34条	記録
	町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。		第 3 項)	・報告に係る記録
	また、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市			
	町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善			
	を行っているか。			
	(5) 介護老人保健施設は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容	適・否	条例第37条第4項	
	を市町村に報告しているか。	加 . 口.	(平11厚令40第34条	

			Т	
			第4項)	
	(6) 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの		条例第 37 条第 5 項	
	苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定によ	適・否	(平11厚令40第34条	
	る調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指		第5項)	
	導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行ってい			
	るか。			
	(7) 介護老人保健施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、		条例第 37 条第 6 項	
	(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否	(平11厚令40第34条	
			第6項)	
34 地域との連携等	(1) 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活		条例第 38 条第 1 項	・地域交流に関す
	動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。	適・否	(平11厚令40第35条	る記録
			第1項)	・ボランティア活
	(2) 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、提供した介護保健施設サービ		条例第 38 条第 2 項	動記録
	スに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助	適・否	(平11厚令40第35条	
	を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めているか。		第2項)	
35 事故発生の防止	(1) 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に		条例第 39 条第 1 項	・アクシデント・
及び発生時の対応	定める措置を講じているか。	適・否	(平11厚令40第36条	インシデントに係
	① 事故が発生した場合の対応、②に規定する報告の方法等が記載された事故発		第1項)	る記録
	生の防止のための指針を整備すること。			・事故に係る記録
	② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該			
	事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整			
	備すること。			
	③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこ			

	と。			
	(2) 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事		条例第 39 条第 2 項	
	故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、	適・否	(平11厚令40第36条	
	必要な措置を講じているか		第2項)	
	(3) 介護老人保健施設は、(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について		条例第 39 条第 3 項	
	記録しているか。	適・否	(平11厚令40第36条	
			第 3 項)	
	(4) 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠		条例第39条第4項	
	償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否	(平11厚令40第36条	
			第4項)	
	(5) 介護老人保健施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐ	適・否	平 12 老企 44 第 4 の 31	
	ための対策を講じているか。	週•台		
36 会計の区分	(1) 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の	適・否	条例第 40 条	• 会計関係書類
	会計を区分しているか	週 •台	(平11厚令40第37条)	
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事	適・否	平 13 老振 18	
	業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか	週 •台		
37 記録の整備	(1) 介護老人保健施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録		条例第 41 条第 1 項	• 職員名簿
	を整備しているか。	適・否	(平11厚令40第38条	• 履歴書等
			第1項)	・設備・備品台帳
	※独自基準		条例第 41 条第 1 項	• 会計関係書類
	(2) 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する	適・否	(平11厚令40第38条	・施設サービス計
	次に掲げる記録を整備し、その完結の日(利用者へのサービス提供が終了した		第2項)	画
	日) から次の当該各号に掲げる期間保存しているか。			・施設サービスに
	① 施設サービス計画書			係る記録

② 条例第11条第4項に規定する居宅において日常生活を営むことができる		診療録
かどうかについての検討の内容等の記録		・定期的な検討記
③条例第12条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録		録
④条例第15条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者		・市町村への通知
の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録		に係る記録
⑤ 条例第24条に規定する市町村への通知に係る記録係る記録		・苦情に関する記
⑥ 条例第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録		録
⑦ 条例第39条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置に		・事故に係る記録
ついての記録		
<保存期間>		
1. 上記①③④		
その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付(法40		
条の介護給付をいう第3号において同じ)があった日から5年を経過した日		
のいずれか遅い日。		
2. 上記②⑤⑦		
その完結の日から2年を経過した日。		
3. 上記⑧		
当該記録に係る介護給付(法40条の介護給付をいう)があった日から5		
年を経過した日。		

第5 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設設備及び運営に関する基準	設の全部におい (当該療養室の 的に構成される	て少数の療養室 入居者が交流し 場所(ユニット	及び当該療養室 、共同で日常生) ごとに入居者	に近接して設け 活を営むための の日常生が営ま	護老人保健施設(施 られる共同生活室 場所)により一体 れ、これに対する 備及び運設設備及	適・否	法第 96 条第 1 項 法第 97 条第 3 項 条例第 42 条 (平 11 厚令 40 第 39 条)	
	び運営に関する 【建物の概要】 ○建物の整備年		、第5の基準に	:定めるところと	なっているか。			
	ユニット	個領	室数	準個	室数			
	定員	1 人居室	2 人居室	1 人居室	2 人居室			
	ユニット	個雪	室数	準個	室数			
	定員	1 人居室	2 人居室	1 人居室	2 人居室			
1 基本方針	(1) ユニット型	介護老人保健施	設は、入居者一	・人一人の意思及	び人格を尊重し、		条例第 43 条第 1 項	・定款・寄付行為、

					T
がら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに口常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しているか。 (2) ユニット型介護を人保健施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設を不の他の保健医療サービス又は極祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 2 施設及び設備に関する基準 ただし、ユニット型サテライト型小規模介護を人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護を人保健施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理家、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護を人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関の人居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理家、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護を人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併和型小規模介護を人保健施設の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護を人保健施設及び当該病院とは診療所の入居者とは入院患者の処理が適切に行われると認められるときは、疾養変及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。 ① ユニット ② 診察室 ※省令に規定		施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、	適・否	(平11厚令40第40条	運営規定
に日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて人居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しているか。 (2) ユニット型介護を人保健施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設 道・否 第2項 道・否 第2項 第11厚令40第40条第2項 道・否 第2項 第11厚令40第40条第2項 道・否 第2項 第11厚令40第40条第2項 第2項 第11厚令40第41条第 中面図・運営規 程 2 により、当該ユニット型サテライト型小規模介護を利用することにより、当該ユニット型と療機関併設型小規模介護を人保健施設の公用者の処理が適切に行われると認められるときは、調理室、ユニット工具を療機関併設型小規模介護を人保健施設のユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介 護を人保健施設の場合にあっては、体験される所に対する支援が行われる医療機関併設型小規模介 護を人保健施設の場合にあっては、保健施設のユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介 護を人保健施設の場合にあっては、保護を入保健施設のコニットでもにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護を人保健施設及び当該病院の成設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護を人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。 ① ユニット ② 診察室 ※省令に規定		入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しな		第1項)	パンフレット等
会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しているか。 (2) ユニット型介護老人保健施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設 適・否 その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 2 施設及び設備に関する基準		がら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並び			
(2) ユニット型介護老人保健施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設をの他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 2 施設及び設備に関する基準 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しているか。 ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設のエニットでとに人居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設(ユニットでとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設人で当該病院又は診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の人居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。 ① ユニット② 診察室 ※省令に規定		に日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社			
行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設		会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しているか。			
その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 2 施設及び設備に 関する基準 ただし、ユニット型サテライト型小規模介護を人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護を人保健施設の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護を人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護を人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護を人保健施設の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該コニット型医療機関併設型小規模介護を人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。 ① ユニット ② 診察室 ※省令に規定		(2) ユニット型介護老人保健施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を		条例第 43 条第 2 項	
カマいるか。 2 施設及び設備に コニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しているか。 ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護を人保健施設の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設の大居者の処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護者人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護者人保健施設の大居者の処理を表し、には対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護者人保健施設の対場検介護者人保健施設の大房を対して、供設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護者人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。 ① ユニット ② 診察室 ※省令に規定		行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設	適・否	(平11厚令40第40条	
2 施設及び設備に 関する基準 コニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しているか。 ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設)の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるとさは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。 ① ユニット② 診察室 ※省令に規定		その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努		第2項)	
関する基準 ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設)の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設)の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。 ① ユニット ② 診察室 ※省令に規定		めているか。			
居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護 老人保健施設)の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより、当該 ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処 遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処 理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入 居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介 護老人保健施設)の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該 病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるとき は、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。 ① ユニット ② 診察室 ※省令に規定	2 施設及び設備に	ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しているか。		平 11 厚令 40 第 41 条第	・平面図・運営規
老人保健施設)の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより、当該 ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処 遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処 理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入 居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介 護老人保健施設)の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用す ることにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該 病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるとき は、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。 ① ユニット ② 診察室 ※省令に規定	関する基準	ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入	適・否	1項	程
コニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処 遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処 理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入 居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介 護老人保健施設)の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用す ることにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該 病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるとき は、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。 ① ユニット ② 診察室 ※省令に規定		居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護		条例第 44 条第 1 項	・設備・備品台帳
 遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設)の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。 ① ユニット ② 診察室 ※省令に規定 		老人保健施設)の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより、当該			・指定申請・変更
理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設)の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。 ① ユニット ② 診察室 ※省令に規定		ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処			届写
居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設)の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。 ① ユニット ② 診察室 ※省令に規定		遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処			・設備の図面
護老人保健施設)の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。 ① ユニット ② 診察室 ※省令に規定		理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入			
ることにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該 病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるとき は、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。 ① ユニット ② 診察室 ※省令に規定		居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介			
病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。 ① ユニット ② 診察室 ※省令に規定		護老人保健施設)の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用す			
は、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。 コニット 診察室 ※省令に規定 		ることにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該			
 ユニット 診察室 ※省令に規定 		病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるとき			
② 診察室 ※省令に規定		は、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。			
		① ユニット			
③ 機能訓練室 ※省令に規定		② 診察室 ※省令に規定			
		③ 機能訓練室 ※省令に規定			

	④ 浴室			
	⑤ サービス・ステーション			
	⑥ 調理室			
	⑦ 洗濯室又は洗濯場			
	⑧ 汚物処理室			
(1) ユニット	(1) 一の療養室の定員は、1人となっているか。		平 11 厚令 40 第 41 条第	・平面図
① 療養室	(ただし、入居者への介護保健施設サービスの提供上必要と認められる場合	適・否	2 項第 1 号イ(1)	・運営規程
	は、2人とすることができる。)			・設備・備品台帳
	(2) 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活		平 11 厚令 40 第 41 条第	・指定申請・変更
	室に近接して一体的に設けられているか。	適・否	2 項第 1 号イ(2)	届写
	なお、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としているか。			・設備の図面
	(3) 一の療養室の床面積等は、次のいずれかを満たしているか。		平 11 厚令 40 第 41 条第	
	① 10.65平方メートル以上とすること。	適・否	2 項第 1 号イ(3)	
	ただし、(1)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。		平 12 老企 44 第 5 の	
	② ユニットに属さない療養室を改修したものについては、10.65平方メート		3(2) Ø 4	
	ル以上とすること。			
	ただし、(1)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。			
	これらの場合には、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、療養			
	室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えな			
	V_{\circ}			
	(4) 地階に設けてはいないか。	適・否		
	(5) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けてい	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
	るか。	適・否		
	(6) 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。	適・否		

	(7) 入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。	適・否	
	(8) ナース・コールを設けること。	適・否	
② 共同生活室	(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとなっているか。また、当	適・否	条例第 44 条第 2 項 2
	該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわし		(1)ア(ア)
	い形状を有しているか。		(平11厚令40第41条
			第2項第1号口(1))
	(2) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニッ		条例第44条第2項2
	トの入居定員を乗じて得た面積以上を標準としているか。	安 不	(1) ア(ウ)
		適・否	(平11厚令40第41条
			第2項第1号口(2))
	(3) 必要な設備及び備品を備えているか。		条例第 44 条第 2 項 2
		安 不	(1) ア(エ)
		適・否	(平11厚令40第41条
			第2項第1号口(3))
③ 洗面所	(1) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。		条例第 44 条第 2 項 2
		適・否	(1)イ(ア)
		週·台	(平11厚令40第41条
			第2項第1号ハ(1))
	(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとなっているか。		条例第 44 条第 2 項 2
		適・否	(1)イ(イ)
		週・台	(平11厚令40第41条
			第2項第1号ハ(2))
④ 便所	(1) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。	適・否	条例第 44 条第 2 項 2
		週·台	(1) ウ(ア)

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとしているか。		T	1	1	
(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとしているか。				(平11厚令40第41条	
るのに適したものとしているか。				第2項第1号二(1))	
(2) 機能訓練室 1 平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・ 第2項第1号=(3)) マ11厚令40第41条 第2項2 (1)ウ(ウ) (平11厚令40第41条 第2項第1号=(3)) ・平面図 ・ 運営規程・ 設備・備品台帳・ 選具を備えているか。 ・平面図・ 運営規程・ 設備・備品台帳・ 指定申請・変更 届写・ (平11厚令40第41条第 ・ 設備・備品台帳・ 指定申請・変更 石と。 ・設備の図面 (3) 浴室 (1) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとしているか。 条例第44条第2項2 (2)ア (平11厚令40第41条第2項2 (2)ア (平11厚令40第41条第2項2 日本等・ 設備の図面・ 変更 日本等・ 設備の図面・ 会別第4条第2項2 (2)ーイ (平11厚令40第41条第2項2 日本等・ 設備の図面・ 会別第4条第2項2 (2)ーイ (平11厚令40第41条第2項2 (2)ー件 (平11厚令40第41条第2 (2)ー件 (平11厚个40第41条列2 (2)ー件 (平11厚个40第41条列2		(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用す		条例第 44 条第 2 項 2	
(平 11 厚令 40 第 41 条 第 2 項第 1 号 = (2)) (3) 常夜灯を設けているか。		るのに適したものとしているか。	盗 . 不	(1) ウ(イ)	
(3) 常夜灯を設けているか。 条例第 44 条第 2 項 2			適・否	(平11厚令40第41条	
適・否				第2項第1号二(2))	
(2) 機能訓練室 1 平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えているか。 平11厚令 40第41条第 第2項第1号ニ(3)) ・平面図 (3)浴室 (1) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとしているか。 条例第 44条第 2項 2 (2)ア (平 11 厚令 40 第 41条第 2 項第 3 号イ) ・指定申請・変更届写 (2) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。 条例第 44条第 2項 2 (2)ーイ (平 11 厚令 40 第 41条第 2 項第 3 号口) ・設備の図面 (4) その他 上記(2)及び(3)に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護を人保健施設の用に供するものとなっているか。 条例第 44条第 3 項 (平 11 厚令 40 第 41条		(3) 常夜灯を設けているか。		条例第 44 条第 2 項 2	
(2) 機能訓練室 1 平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器 2 項第 1 号ニ(3))			海,不	(1) ウ(ウ)	
1 平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えているか。 2項第2号 2項第2号 2項第2号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			週 * 台	(平11厚令40第41条	
(3)浴室 (1)身体の不自由な者が入浴するのに適したものとしているか。 条例第 44条第 2 項 2 (2)ア (2)ア (2)ア (平 11 厚令 40 第 41 条第 2 項第 3 号イ) ・設備の図面 (2)一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。 ※例第 44条第 2 項 2 (2) 一イ (平 11 厚令 40 第 41 条第 2 項第 3 号イ) ※例第 44条第 2 項 2 (2) 一イ (平 11 厚令 40 第 41 条第 2 項 2 (2) 一イ (平 11 厚令 40 第 41 条第 2 項 3 号 中) (4) その他 上記(2)及び(3)に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものとなっているか。 ※例第 44条第 3 項 (平 11 厚令 40 第 41 条				第2項第1号二(3))	
(3)浴室 (1)身体の不自由な者が入浴するのに適したものとしているか。 条例第 44 条第 2 項 2 (2)ア (平 11 厚令 40 第 41 条第 2 項第 3 号イ) ・設備・備品台帳・指定申請・変更 届写・設備の図面 (2) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。 (2) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。 条例第 44 条第 2 項 2 (2) ーイ (平 11 厚令 40 第 41 条第 2 項第 3 号口) (4) その他 上記(2)及び(3)に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものとなっているか。 条例第 44 条第 3 項 (平 11 厚令 40 第 41 条)	(2) 機能訓練室	1平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・		平 11 厚令 40 第 41 条第	・平面図
(3)浴室 (1) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとしているか。 条例第 44 条第 2 項 2 (2) ア (平 11 厚今 40 第 41 条第 2 項第 3 号イ) ・設備の図面 (2) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。 条例第 44 条第 2 項 2 (2) ーイ (平 11 厚令 40 第 41 条第 2 項 第 3 号 口) 条例第 44 条第 2 項 2 (2) ーイ (平 11 厚令 40 第 41 条第 2 項第 3 号 口) (4) その他 上記(2)及び(3)に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものとなっているか。 条例第 44 条第 3 項 (平 11 厚令 40 第 41 条		器具を備えているか。	適・否	2 項第 2 号	・運営規程
(4) その他 上記(2)及び(3)に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に 供するものとなっているか。 上記(2)及び(3)に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に (共するものとなっているか。 (2)ア (平 11 厚令 40 第 41 条第 2 項第 3 号口) 届写 ・設備の図面 (2) ア (平 11 厚令 40 第 41 条第 2 項第 3 号口) 条例第 44 条第 3 項 (平 11 厚令 40 第 41 条 第 9 項第 44 条第 3 項 (平 11 厚令 40 第 41 条					・設備・備品台帳
(平 11 厚令 40 第 41 条第 2 項第 3 号イ) ・設備の図面 (2) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。 条例第 44 条第 2 項 2 (2) ーイ (平 11 厚令 40 第 41 条 第 2 項第 3 号ロ) (4) その他 上記(2)及び(3)に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものとなっているか。 条例第 44 条第 3 項 (平 11 厚令 40 第 41 条	(3)浴室	(1) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとしているか。		条例第 44 条第 2 項 2	・指定申請・変更
(平 11 厚令 40 第 41 条第 2 項第 3 号イ) ・設備の図面 (2) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。 条例第 44 条第 2 項 2 (2) ーイ (平 11 厚令 40 第 41 条 第 2 項第 3 号ロ) (4) その他 上記(2)及び(3)に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものとなっているか。 条例第 44 条第 3 項 (平 11 厚令 40 第 41 条			海•不	(2)ア	届写
(2) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。 条例第 44 条第 2 項 2 (2) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。 (2) 一イ(平11 厚令 40 第 41 条 第 2 項第 3 号口) (4) その他 上記(2)及び(3)に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものとなっているか。 条例第 44 条第 3 項(平11 厚令 40 第 41 条			心口	(平 11 厚令 40 第 41	・設備の図面
ること。適・否(2) -イ (平11厚令 40 第 41 条 第 2 項第 3 号ロ)(4) その他上記(2)及び(3)に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に 供するものとなっているか。条例第 44 条第 3 項 (平 11 厚令 40 第 41 条				条第2項第3号イ)	
(4) その他 上記(2)及び(3)に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に 供するものとなっているか。 (平11厚令 40第 41条 (4) その他 上記(2)及び(3)に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に (平11厚令 40第 41条		(2) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設け		条例第 44 条第 2 項 2	
(4) その他 上記(2)及び(3)に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に 供するものとなっているか。 条例第 44 条第 3 項 (平 11 厚令 40 第 41 条		ること。	海•不	(2) ーイ	
(4) その他 上記(2)及び(3)に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に 条例第 44 条第 3 項 供するものとなっているか。			心口	(平11厚令40第41条	
供するものとなっているか。				第2項第3号口)	
	(4) その他	上記(2)及び(3)に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に		条例第 44 条第 3 項	
ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この 第3項)		供するものとなっているか。	適・否	(平11厚令40第41条	
		ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この		第 3 項)	

限りでない。		
上記に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、		条例第 44 条第 4 項
次に定めるところとなっているか。	適・否	(平11厚令40第41条
① ユニット型介護老人保健施設の建物(入居者の療養生活のために使用しない		第4項)
附属の建物を除く。)は、耐火建築物とすること。		
ただし、療養室等を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていないユニッ		
ト型介護老人保健施設の建物は、準耐火建築物とすることができる。		
② 療養室等が 2 階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターを		
それぞれ1以上設けること。		
ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設又はユニット型医		
療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、機能訓練室は40平方メート		
ル以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。		
③ 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を		
二以上設けること。		
ただし、②に規定する直通階段を避難階段としての構造とする場合は、その		
直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。		
④ 階段には、手すりを設けること。		
⑤ 廊下の構造は、次のとおりとすること。		
ア 幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メート		
ル以上とすること。		
ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。		
(※独自基準 ⑤の規定に関わらず、廊下の一部の幅を拡張することによ		
り、入居者、従来者等の円滑な往来に支障が生じないと認め		
られる場合には、1.5メートル以上(中廊下にあっては、1.8		

1		T	
	メートル以上)とすることができる。)		
	イ 手すりを設けること。		
	ウ 常夜灯を設けること。		
	⑥ 入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設		
	備を備えること。		
	⑦ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。		
	(5)(4)①の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識	条例第 44 条第 5 項	
	を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての	(平11厚令40第41条	
	ユニット型介護老人保健施設の建物であって、火災に係る入居者の安全性が確	第5項)	
	保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要し		
	ない。		
	① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、		
	調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等によ		
	り初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。		
	② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備され		
	ており、円滑な消火活動が可能なものであること。		
	③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保		
	等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施		
	すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可		
	能なものであること。		
3 運営に関する基	第4「運営に関する基準」の1を準用		
準			
(1) 内容及び手続			
の説明及び同意			

(2) 提供拒否の禁	第4「運営に関する基準」の2を準用			
正				
(3) サービス提供	第4「運営に関する基準」の3を準用			
困難時の対応				
(4) 受給資格等の	第4「運営に関する基準」の4を準用			
確認				
(5) 要介護認定の	第4「運営に関する基準」の5を準用			
申請に係る援助				
(6) 入退所	第4「運営に関する基準」の6を準用			
(7) サービスの提	第4「運営に関する基準」の7を準用			
供の記録				
(8) 利用料等の受	(1) ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健		条例第 45 条第 1 項	・施設サービス計
領	施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービ	適・否	(平11厚令40第42条	画書
	ス費用基準額から当該ユニット型介護老人保健施設に支払われる施設介護サー		第1項)	• 領収書控
	ビス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。			• 運営規程
	(2) ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保		条例第 45 条第 2 項	
	健施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サ	適・否	(平 11 厚令 40 第 42 条	
	ービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。		第2項)	
	(3) ユニット型介護老人保健施設は、上記(1)(2)の支払を受ける額のほか、次に		条例第 45 条第 3 項	
	掲げる費用の額以外の支払を受けていないか。	適・否	(平11厚令40第42条	・施設サービス計
	① 食事の提供に要する費用		第 3 項)	画書
	(法第51条の2第1項の規定により特定入居者介護サービス費が入居者に支			• 領収証控
	給された場合は同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の			・運営規程
	規定により当該特定入居者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット			・説明文書

	刑人並北1/日体状元/2十七ととと日人に日々から石炊(日)と日本と2本曲の			日本に明し
	型介護老人保健施設に支払われた場合は同条第2項第1号に規定する食費の			・同意に関す
	負担限度額)を限度とする。)			録
	② 居住に要する費用			
	(法第51条の2第1項の規定により特定入居者介護サービス費が入居者に支給			
	された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項			
	の規定により当該特定入居者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニッ			
	ト型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する居			
	住費の負担限度額)を限度とする。)			
	③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提			
	供を行ったことに伴い必要となる費用			
	④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供			
	を行ったことに伴い必要となる費用			
	⑤ 理美容代			
	⑥ ①~⑤に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便			
	宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、			
	その入居者に負担させることが適当と認められるもの			
	(4) (3)①から④までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところ		条例第 45 条第 4 項	
	によるものとしているか。	適・否	(平11厚令40第42条	
			第4項)	
	(5) ユニット型介護老人保健施設は、(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供		条例第 45 条第 5 項	
	に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容	適・否	(平11厚令40第42条	
	及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得ているか。		第5項)	
	また、(3)①から④までに掲げる費用に係る同意は、文書により得ているか。			
(9) 保険給付の請	第4「運営に関する基準」の9を準用]

求のための証明書				
の交付				
(10) 介護保健施設	(1) 介護保健施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活		条例第 46 条第 1 項	・施設サービス計
サービスの取扱	様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするた	適・否	(平11厚令40第43条	画書
方針	め、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援		第1項)	・説明の記録
	助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われているか。			
	(2) 介護保健施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持		条例第 46 条第 2 項	
	って生活を営むことができるよう配慮して行われているか。	適・否	(平11厚令40第43条	
			第2項)	
	(3) 介護保健施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われて		条例第 46 条第 3 項	
	いるか。	適・否	(平11厚令40第43条	
			第 3 項)	
	(4) 介護保健施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本とし		条例第 46 条第 4 項	
	て入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身	適・否	(平11厚令40第43条	
	の状況等を常に把握しながら、適切に行われているか		第4項)	
	(5) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当		条例第 46 条第 5 項	
	たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解し	適・否	(平11厚令40第43条	
	やすいように説明を行っているか		第5項)	
	(6) ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、		条例第 46 条第 6 項	
	当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない	適・否	(平11厚令40第43条	
	場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。		第6項)	
	(7) ユニット型介護老人保健施設は、(6)の身体的拘束等を行う場合には、その態		条例第 46 条第 7 項	
	様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録	適・否	(平11厚令40第43条	

	しているか。		第7項)	
	(8) ユニット型介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの		条例第 46 条第 8 項	
	質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否	(平11厚令40第43条	
			第8項)	
(11) 施設サービス	第4「運営に関する基準」の11を準用			
計画の作成				
(12) 診療の方針	第4「運営に関する基準」の12を準用			
(13) 必要な医療の	第4「運営に関する基準」の13を準用			
提供が困難な場合				
等の措置等				
(14) 機能訓練	第4「運営に関する基準」の14を準用			
(15) 看護及び医学	(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互		条例第 47 条第 1 項	・施設サービス計
的管理の下におけ	に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の	適・否	(平11厚令40第44条	画書
る介護	病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行っているか。		第1項)	・入所者に関する
	(2) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、入居者の日常生活における家事を、		条例第 47 条第 2 項	記録
	入居者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行う	適・否	(平11厚令40第44条	・入浴に関する記
	よう適切に支援しているか		第2項)	録
	(3) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、入居者が身体の清潔を維持し、精		条例第 47 条第 3 項	・看護に関する記
	神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴	適・否	(平11厚令40第44条	録
	の機会を提供しているか。		第3項)	健康チェックを
	(ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供			行った記録(検温
	に代えて差し支えない。)			記録等)
	(4) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、入居者の病状及び心身の状況に応	適・否	条例第47条第4項	・排泄に関する記
	じて、適切な方法により排せつの自立について必要な支援を行っているか。	1週・台	(平11厚令40第44条	録

			第4項)	・看護及び介護の
	(5) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、おむつを使用せざるを得ない入居		条例第 47 条第 5 項	記録
	者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えている	適•否	(平11厚令40第44条	
	か。		第5項)	
	(6) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、入所者に褥瘡が発生しないよう適		条例第 47 条第 6 項	
	切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しているか。	適•否	(平11厚令40第44条	
			第6項)	
	(7) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、前各項に規定するもののほか、入		条例第47条第7項	
	居者が行う離床、着替え整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。	適•否	(平11厚令40第44条	
			第7項)	
	(8) ユニット型介護老人保健施設の設置者は、入居者に対し、その負担により、		条例第47条第8項	
	当該ユニット型介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受け	適•否	(平11厚令40第44条	
	させてはいないか。		第8項)	
(16) 食事	(1) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、栄養並びに入居者の心身の状況及		条例第 48 条第 1 項	• 献立表
	びし好を考慮した食事を提供しているか。	適・否	(平11厚令40第45条	・嗜好に関する調
			第1項)	查
	(2) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、入居者の心身の状況に応じて、適		条例第 48 条第 2 項	・残食(菜)の記録
	切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っているか。	適・否	(平11厚令40第45条	・検食の記録
			第2項)	・食事に係る記録
	(3) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、入居者の生活習慣を尊重した適切		条例第 48 条第 3 項	
	な時間に食事を提供しているか。	適・否	(平11厚令40第45条	
	また、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることがで		第3項)	
	きるよう必要な時間を確保しているか。			
	(4) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、入居者が相互に社会的関係を築く	適・否	条例第 48 条第 4 項	

				1
	ことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとる		(平 11 厚令 40 第 45 条	
	ことを支援しているか。		第4項)	
(17) 相談及び援助	第4「運営に関する基準」の17を準用	適・否		
(18) その他のサー	(1) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、入居者のし好に応じた趣味、教養		条例第 49 条第 1 項	・事業計画 (報告)
ビスの提供	又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの	適・否	(平11厚令40第46条	書等
	活動を支援しているか		第1項)	・レクレーション
	(2) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、常に入居者の家族との連携を図る		条例第 49 条第 2 項	計画及び実施に係
	とともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか	適・否	(平11厚令40第46条	る記録
			第2項)	・入所者に関する
				記録
				・面会記録
(19) 入所者に関す	第4「運営に関する基準」の19を準用			
る市町村への通知				
(20) 管理者による	第4「運営に関する基準」の20を準用			
管理				
(21) 管理者の責務	第4「運営に関する基準」の21を準用			
(22) 計画担当介護	第4「運営に関する基準」の22を準用			
支援専門員の責務				
(23) 運営規程	ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を		条例第 50 条	• 運営規程
	定めているか。	適・否	(平11厚令40第47条)	・指定申請、変更
	① 施設の設置の目的及び運営の方針			届(写)
	② 従業者の職種、員数及び職務の内容			
	③ 入居定員			
	④ ユニットの数及びユニットごとの入居定員			

				,
	⑤ 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用			
	の額			
	⑥ 施設の利用に当たっての留意事項			
	⑦ 非常災害対策			
	⑧ その他施設の運営に関する重要事項なお、⑧の重要事項として、当該入居者			
	又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に、			
	身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。			
(24) 勤務体制の確	(1) ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、適切な介護保健施設サービ		条例第51条第1項	・就業規則
保等	スを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。	適・否	(平11厚令40第48条	• 職員勤務表
			第1項)	• 連絡網等緊急連
	(2) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活		条例第 51 条第 2 項	絡に関する書類
	を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点か	適・否	(平11厚令40第48条	• 業務委託契約書
	ら、次に定める職員配置を行っているか。		第2項)	• 研修受講修了証
	① 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を			明書
	配置すること。			・研修計画・出張
	② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護			命令
	職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。			• 研修会資料
	③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること			
	(3) ユニット型介護老人保健施設の設置者は、当該ユニット型介護老人保健施設		条例第51条第3項	
	の従業者によって介護保健施設サービスを提供しているか。	適・否	(平11厚令40第48条	
	(ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に直接影響を及ぼさ		第3項)	
	ない業務については、この限りでない。)			
	(4) ユニット型介護老人保健施設の設置者は、従業者に対し、その資質の向上の	適・否	条例第51条第4項	
	ための研修の機会を確保しなければならない。		(平11厚令40第48条	

			第4項)	
(25) 定員の遵守	ユニット型介護老人保健施設の設置者は、ユニットごとの入居定員及び療養室		条例第 52 条	・入所者名簿
	の定員を超えて入居させていないか。	適・否	(平11厚令40第49条)	・運営規程
	(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでな			
	٧١ _。)			
(26) 非常災害対策	第4「運営に関する基準」の26を準用			
(27) 衛生管理等	第4「運営に関する基準」の27を準用			
(28) 協力病院等	第4「運営に関する基準」の28を準用			
(29) 掲示	第4「運営に関する基準」の29を準用			
(30) 秘密保持等	第4「運営に関する基準」の30を準用			
(31) 広告制限	第4「運営に関する基準」の31を準用			
(32) 居宅介護支援	第4「運営に関する基準」の32を準用			
事業者に対する利				
益供与等の禁止				
(33) 苦情処理	第4「運営に関する基準」の33を準用			
(34) 地域と連携	第4「運営に関する基準」の34を準用			
(35) 事故発生時	第4「運営に関する基準」の35を準用			
の対応				
(36) 会計の区分	第4「運営に関する基準」の36を準用			
(37) 記録の整備	第4「運営に関する基準」の37を準用			

<根拠法令>

札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年札幌市条例第68号)

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(平成12年3月17日老企第44号)

介護保険法(平成九年十二月十七日法律第百二十三号)

介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)

介護保険法施行規則(平成十一年三月三十一日厚生省令第三十六号)

介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)

別紙 (火災を含めた自然災害等の防災対策に係る確認事項)

確認項目	確 認 事 項						結果	根拠法令	関係書類
消防計画	1 地震・津波等の自然災害を含めた消防計画若しくは前記の自然災害を					いる	いない	※ 1、 ※ 2	・消防計画策
等	想定した非常災害計画(以下「消防計画等」という。)を別に定めているか。								定届出書
	■想定して	いる自然災害の有無							・防災計画
	地震	有・無風水害	有・無その	の他					(マニュア
	津波	有・無 土砂災害	有・無(具体	5的に)					ル)等
	※消防計	画等とは別に自然災害に関	関するマニュアルや	等を整備している:	場合は「有」				
	2 消防計画等に	2基づく避難訓練及び消火	訓練は、適切に行	っているか		いる	いない	※ 1、 ※ 2、	避難訓練結
	_■直近1年	間の避難訓練の実施状況						※ 7	果記録
	訓練項目	実施日	実施回数	左記のうち自 然災害を想定 した訓練の実 施回数	消防機関との 協力のもので の実施回数				
	避難訓練			回	回				
	避難訓練の	うち年1回以上は夜間(フ	スは夜間想定) 訓練	東を行っているか	・ (いる)			※ 4	
	また、自然 を除く)	災害を想定した避難訓練を	と実施しているか。	(通所の事業所	・(いない)				
	■直近1年	間の避難訓練の実施状況							
				左記のうち自	消防機関との				
	訓練項目	実施日	実施回数	然災害を想定	協力のもので				
				した訓練の実	の実施回数				

					施回数					
		避難訓練								
織体制	3	自然災害発生	: 時の避難体制(避難場	所、避難経路	等)、職員の任務分担、	緊急連絡体	いる	いない	* 1, * 2	
			こし、職員・利用者に周			3 ,, 2 , 2 ,,			,	
		避難場所()	任部分担	有 • 無				
		避難経路()	動員計画の有無	有 · 無				
		避難方法(月	 利具)()	夜間の避難誘導体制	有 · 無				
		職員・利用を	者への周知方法()				
本制の整 備					の地域防災計画や 5町村と連携して取り組	・ (いる) ・ (いない)			* 4 * * 6	
		② 緊急時に	おける情報伝達の手段	 、方法につい	て、日頃から市町村	・ (いる)				
		との連携体	体制は整備されているだ),7		・(いない)				
方災教育	5	防災教育の	 実施 5 職員や利用者に	 対し、自然災	 害についての基礎的	・ (いる)			※ 3、 ※ 5	
実施		な知識や非常 実施している		かるための防災	災教育(研修を含む)を	・(いない)				
	具体	i 本例				.L				

地域住民	6	近隣住民及び近隣施設との協力体制が確保されているか	・ (いる)		※ 6		
等との協			・ (いない)				
力		体例					

【根拠法令】	
※1 事業種別毎の「人員、設備及び運営に関する基準」(H11 厚生省令 37 号、39 号、40 号及び 41 号)	※5 「社会福祉施設における地震防災対策について」 (H7.5.8 地福 3058 号)
※2 ※1の解釈通知(H11 老企第 25 号、43 号、44 号及び 45 号)	※ 6 「社会福祉施設等における防災対策の徹底について」(H21.8.13 施運 371 号)
※3 「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」(国通知 S55.1.16 社 援5号)	※7 消防法施行規則第3条
※4 「社会福祉施設における」防災対策の強化について」(5.1.25 社老 1874 号)	